



交 通 事 故
被 害 者 一 卜



皆さまに少しでもお力添えできればとの思いから、

「交通事故被害者ノート」を作成しました。

警察や被害者支援センター、都道府県・市区町村の行政窓口などさまざまな方々が、

あなたを支援してくれます。

一人で悩んでいるときは、支援者の皆さんと一緒にできることから

はじめてみませんか。

国土交通省は、そんな皆さまのお手伝いをしていきます。



被害者のお名前：

ノートの記入者

お名前：

連絡先：

はじめに

【このノートの使い方】

ご自身やご家族が交通事故にあわれて、本当に大変な毎日だと思います。少しでも皆さまのお力添えとなるよう被害者や支援者の声のもと「交通事故被害者ノート」を作りました。無理なく、書けるところから書いてみませんか？

1) 交通事故は人生の緊急事態です。不安や困りごとを相談し、一人でがんばらないでください

困っているあなたを支援する人がいます。このノートを活用して探してみましょう。

- 警察の支援員が相談に乗ってくれる場合もあります。支援員を変更することもできます。
- 都道府県や市区町村でも相談できる場合があります。「被害者相談窓口はありますか」と役所に聞いてみましょう。
- 生活などの全般について無料で相談できる民間支援団体が、各都道府県にあります。

2) 事故の概要や被害の内容などをまとめてみましょう

このノートに書き込んだ情報が、今後の役に立つことがあると思います。忘れる前に書いてみましょう。

- 事故の概要について、警察や検察庁で、繰り返し聞かれることがあります。まとめておくとう便利です。
- 病院や市区町村でも、被害内容を聞かれることがあります。被害内容を何度も一から説明するのはつらいことだと思います。このノートにまとめて見せることで、つらい説明の繰り返しを避けられるかもしれません。

3) 病院や警察などで受けた説明を記録してみましょう

病院など医療機関や、警察、検察庁などでさまざまな説明を受けると思います。説明を受けた後、忘れないように、このノートをメモとして活用してください。

- 事故直後は説明が頭に入らないこともあるでしょう。そんな時は、担当者に書き込んでもらえば、後から落ち着いて見返すこともできます。
- 病院や警察、保険会社等の関係者からの書類、治療費や通院費などの領収書も、裁判の時に必要になるかもしれませんので、とりあえず保管し、後で支援者や弁護士に相談してみましょう。

4) 「困りごと」を書き出して、整理してみましょう

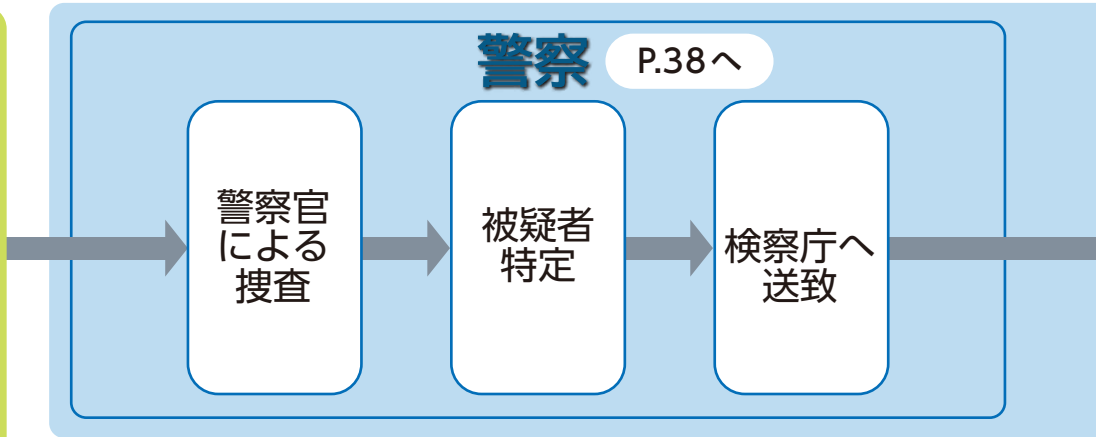
困りごとに気づいたときに、このノートにメモして、支援者や弁護士に相談してみましょう。

- 何か困りごとはありませんか？それを、支援者やまわりに知らせると解決策が見つかったり、一緒に考えてもらえるかもしれません。

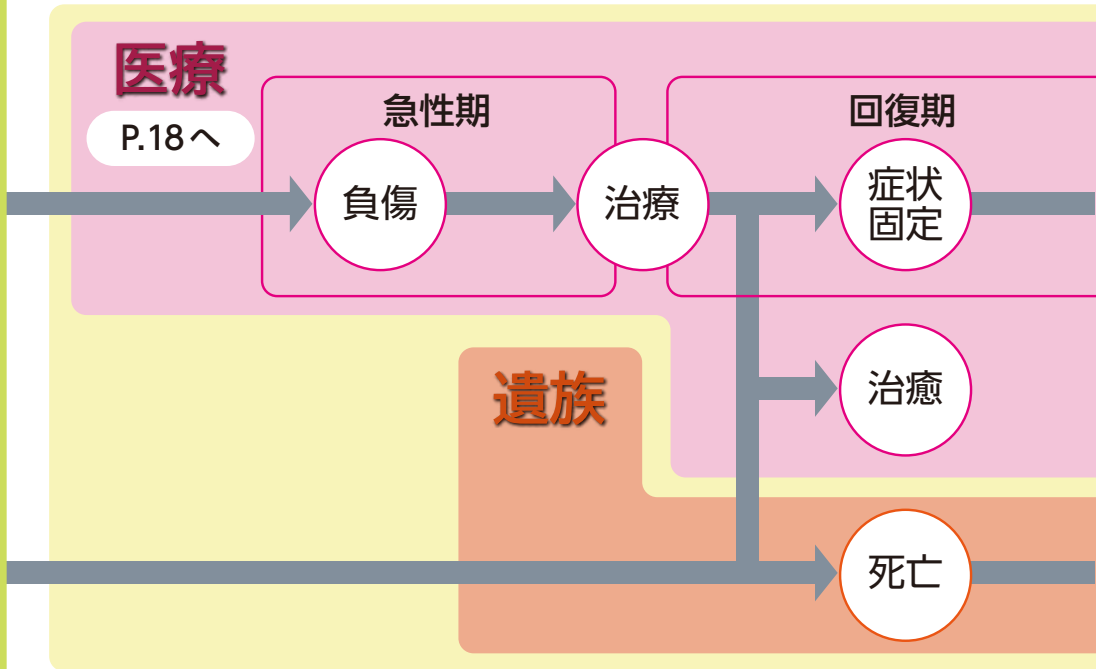
※ 記載した情報には個人情報も含まれておりますので、ノートの紛失等にお気をつけください。

交通事故にあったとき

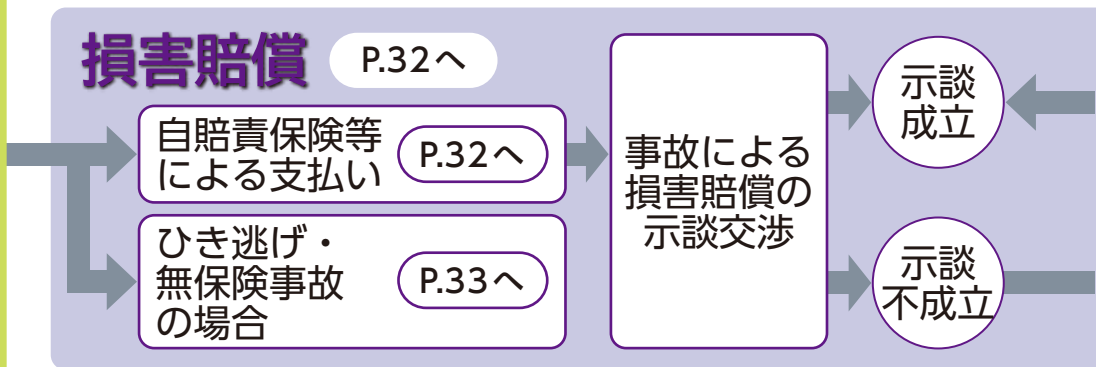
P.1へ



医療 P.18へ



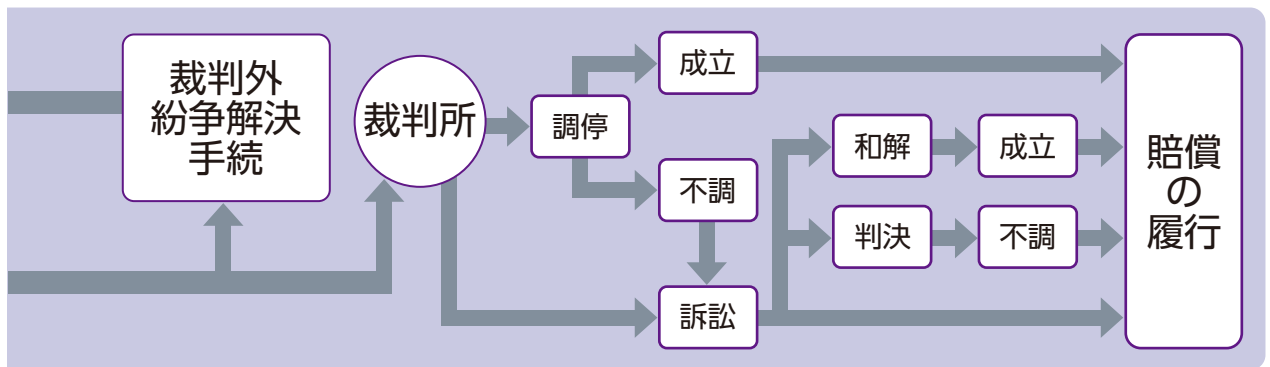
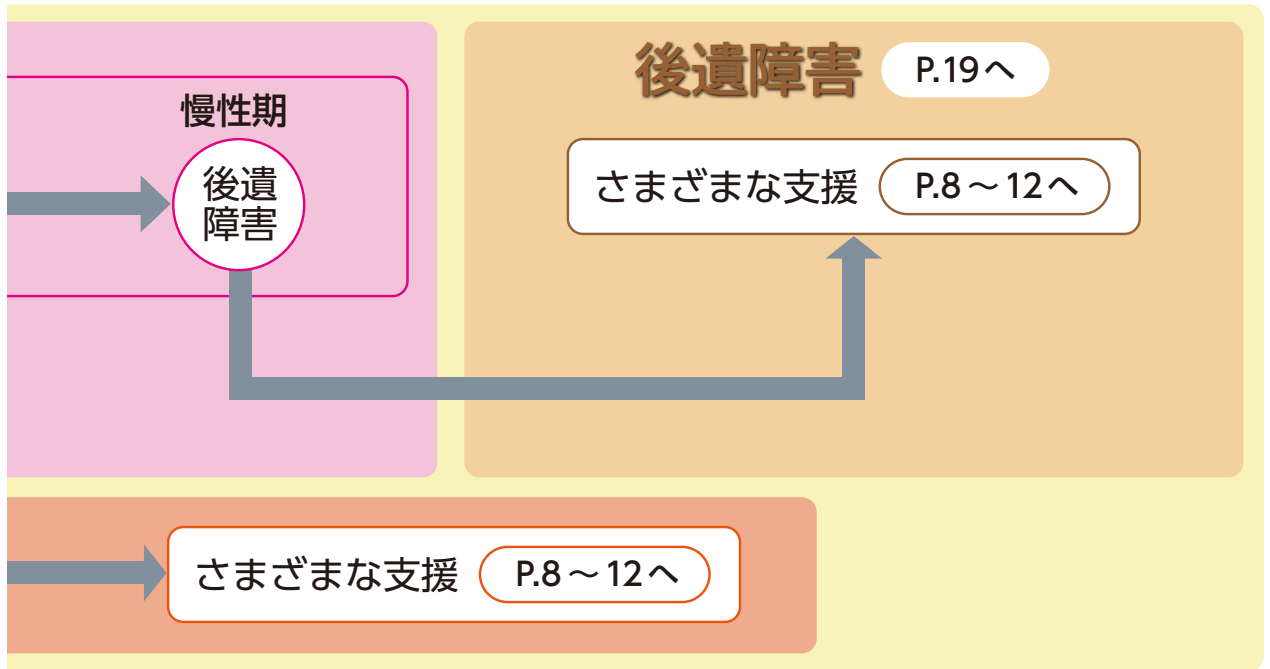
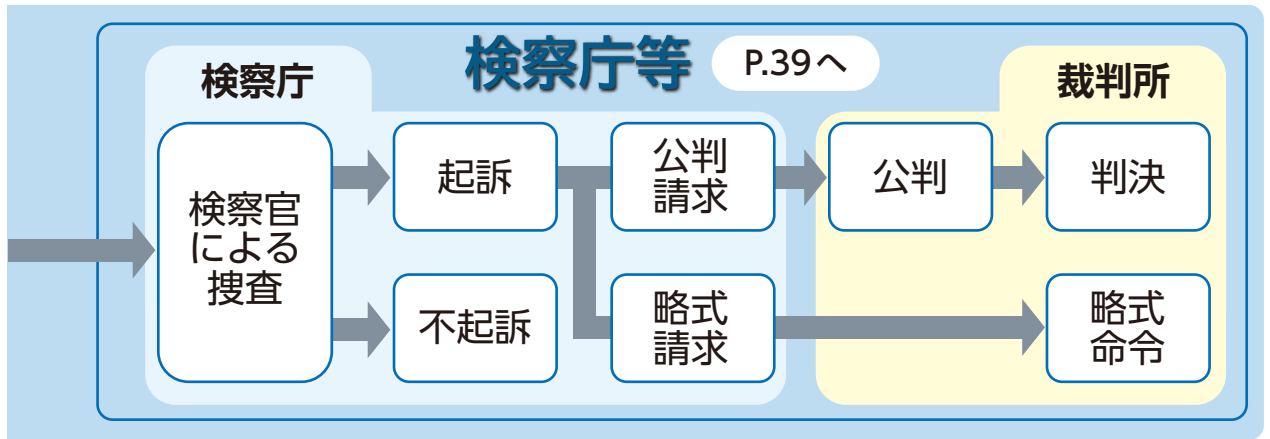
損害賠償 P.32へ



※示談や裁判等の手続きをお考えの場合、被害者が契約する任意保険会社が相談に司法支援センター（法テラス）等でも相談を受け付けております。（連絡先等：P.52）

P.51へ

相 談 支



のってくる場合があります。また、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、日本～53 参照)

援 機 関

【はじめに】

このノートの使い方

目次

交通事故にあったら、まずどうすればいいのか 1

【A.事故の概要について】 2

A-1. 交通事故発生日時、発生場所など 2

A-2. 被害者 4

A-3. 相手方の車両及び相手方 6

A-4. 交通事故証明書 6

【B.さまざまな支援について】 8

B-1. 警察や都道府県等の支援について 8

B-2. 困りごとリスト 14

【C.被害者と家族について】 18

C-1. ケガをしたとき 18

コラム①「重症頭部外傷の治療と御家族の役割」 21

C-2. こころのケア 22

コラム②「意識障害が長引いているご家族を介護されている方へ」 23

コラム③「高次脳機能障害について」 25

コラム④「自立生活に向けて」 26

C-3. さまざまな手続き 27

コラム⑤「支援の輪をつくる—地域の相談機関」 29

C-4. 報道関係者との対応方法 31

C-5. インターネットでの被害 31



次

【D. 自賠責保険(共済)の制度について】.....	32
D-1. 自賠責保険(共済)の制度について.....	32
コラム⑥「弁護士費用特約に関するご紹介」.....	34
【E. 警察、検察庁、裁判について】.....	35
E-1. 弁護士さがし.....	35
コラム⑦「弁護士の選び方と面接時のポイント」.....	37
E-2. 警察.....	38
E-3. 実況見分時の注意点.....	38
E-4. 事情聴取及び調書作成時の注意点.....	39
E-5. 証拠さがし.....	39
E-6. 検察庁.....	39
E-7. 裁判に参加するとき.....	40
E-8. 捜査や裁判などの記録.....	41
E-9. 警察、検察庁、裁判の流れ.....	42
コラム⑧「刑事司法における被害者側の弁護士の役割と必要性」.....	44
E-10. 相手方側の保険会社や弁護士などとのやり取り.....	45
コラム⑨「加害者側とのやり取りについて」.....	47
【F. 支援者や窓口の連絡先について】.....	49
【G. 利用できる制度の窓口について】.....	51
G-1. 交通事故関連.....	51
G-2. 医療関連.....	53
G-3. 福祉関連.....	53
G-4. 当事者や遺族の作る被害者団体.....	59
G-5. 自動車事故対策機構(ナスバ).....	59
G-6. 自賠責保険・共済ポータルサイト.....	62
コラム⑩「ナスバで実施している事故防止対策や被害者援護業務について」.....	63

【交通事故にあったら、まずどうすればいいのか】

突発的なアクシデントに混乱されていると思いますが、まずは落ち着いて自分自身の行動を考えてみましょう。

警察への届出、相手方の情報収集、目撃者の確保などの事故状況の確認、さまざまな証拠を集めておくことや医師の診断等を受けることが大切です。

1) 警察へ届ける

運転者からの報告は義務ですが、被害者が届け出ることも必要です。(特にケガを負った場合は「人身扱い」の届出が重要です。)

2) 相手を確認

まず、名前と連絡先を相手方と交換してください。

次に、被害者の確認事項として、以下の項目が必要です。

- 相手方の住所
- 相手方が加入している自賠責保険(共済)
- 自動車保険の会社(組合)名及び証明書番号
- 相手方の車両の登録ナンバー
- 勤務先と雇い主の住所、氏名、連絡先 など



- 業務中に従業員が事故を起こせば、運転者だけでなく雇い主も賠償責任を負うことがあります。

3) 目撃者の確保

第三者の意見は万が一、相手方とのトラブルになった際などに効果があるため、通行人など交通事故の目撃者がいれば、その証言をメモしましょう。

- 目撃者の氏名や連絡先を聞いておき、必要ならば証人になってもらうよう、依頼しましょう。

4) 医師の診断等

その場では軽傷だと思っても、あとで意外とケガが重かったという例もあります。速やかに医師の診断等を受けましょう。

- 事故後、速やかに受診しない場合には、交通事故との因果関係が認められないことがあります。

5) 自分でも記録

記憶は薄れることがあるため、できるなら事故直後の記憶が鮮明なうちに、現場の見取図や事故の経過、写真などの記録をこのノートを活用して残しておくことも重要です。

- 記録は損害賠償交渉終了時まで残しておけば安心でしょう。

4) 事故状況の概要

例:相手方の車両は、赤信号を無視して、突っ込んできた、警察から聞いたこと など

5) 事故の状況が後から確認できるものはありましたか

例:自分の運転する車のドライブレコーダー、防犯カメラ、目撃者、警察から聞いたこと など

6) ケガや体の状況、医師の説明など

例:左手擦り傷、左足骨折、医師からは全治3週間程度必要(病院名) など

- 事故を「人身」事故扱いにするためには診断書が必要となります。

7) その他、事故の時に気がついたことはなにかありますか？

- 救急車で医療機関に搬送された方が「いつ」、「どこから」、「どこの医療機関へ搬送されたか」などを証明するものとして救急搬送証明書があります。被害者等が救急車で運ばれた時の様子がわかるかもしれませんので、必要なときは最寄りの消防署に相談してみましょう。

A-2. 被害者

1) 被害者に関する情報

名前:.....

生年月日:.....年.....月.....日

性別:.....

本籍地:.....

住所:.....電話番号:.....

勤務、通学・通園先名:.....

勤務、通学・通園先住所:.....

勤務、通勤・通園先電話番号:.....

2) 被害者の証明書のコピー(運転免許証、健康保険証、学生証など)

※ 名前、生年月日などの情報や運転免許証、健康保険証、学生証などに記載されている情報は、大切な情報となりますので、書くことにためらいがある場合には、書かなくても問題ありません。

3) 被害者の家族

名 前:

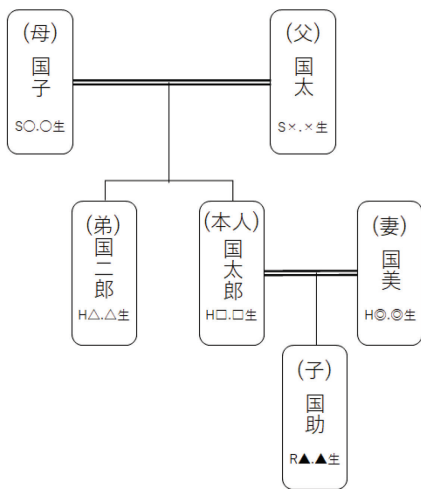
連絡先:

名 前:

連絡先:

4) 家族関係図(生年月日も含む)

○家族関係図の例



A-3. 相手方の車両及び相手方

交通事故の場合は、相手方の車両のナンバー、色などの情報は、警察の捜査で非常に重要な情報となります。また、相手方に治療費などを請求する場合に相手方の連絡先等の情報が必要となりますので、相手方の情報を記録してみましょう。

1) 相手方の車両の特徴(色、ナンバー、形(セダン、ワンボックスなど)、大きさなど)

.....
.....
.....

2) 相手方の情報

名 前:..... 性別:..... 年齢(年代):.....

生年月日:.....年.....月.....日 電話番号:.....

住所(居どころ):.....

勤務先、通学先名:.....

勤務先、通学先住所:.....

3) 相手方側の弁護士

所 属:.....

名 前:.....

連絡先:.....

4) 相手方側の保険会社

会社名:.....

担当者:.....

連絡先:.....

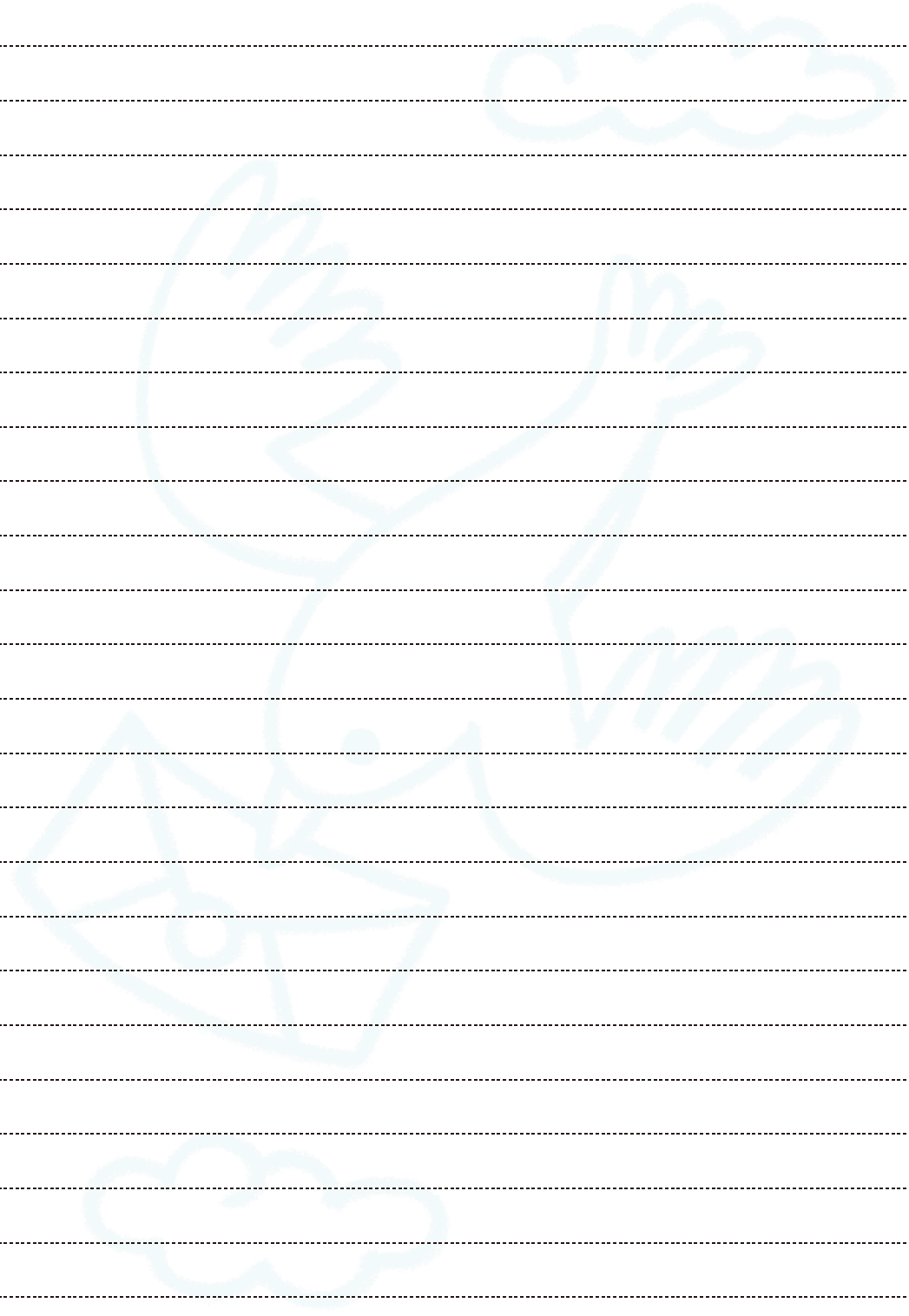


A-4. 交通事故証明書

交通事故にあったことを公的機関が唯一証明する書面に、自動車事故安全運転センターが発行する「交通事故証明書」があります。様々な手続きにおいて、交通事故にあったことを証明できるので、必ず交付を受けましょう。(連絡先等:p.51 参照)

- 人身事故の場合、事故発生から5年が経過すると、原則として交通事故証明書は交付されません。交通事故直後には必要でなくても、何年か経った後に様々な支援を受けるための申請に必要なこともありますので、交通事故証明書は取得しておくことをお勧めします。

〇×モ



A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

B.さまざまな支援について

B-1. 警察や都道府県等の支援について

警察、検察庁、都道府県、市区町村、自動車事故対策機構、被害者団体等では、被害者等に対するさまざまな支援を行っております。経済的な支援については、p.11～12をご覧ください。

1) 警察における支援

警察では、被害者等に対する以下の支援があります。詳しくは、交通事故を取り扱った警察署にご相談ください。(連絡先等:p.51 参照)

○ 被害者等への情報提供

刑事手続の概要、被害者等が利用できる制度、捜査の状況、自動車損害賠償責任保険等の自動車保険制度、各種相談機関・窓口など

○ 相談・カウンセリング体制の整備

警察本部や最寄りの警察署交通課における相談窓口の設置、精神的被害を軽減するためのカウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携など

○ 捜査過程における被害者等の負担軽減

被害者用事情聴取室・被害者支援用車両の整備、実況見分や病院への付添い、各種相談の受理など

○ 被害者等の安全の確保

同じ相手方から再び危害を加えられること等の防止など

○ 交通安全活動推進センター

都道府県公安委員会の指定を受けた法人となり、交通事故に関する各種相談に応じています。

2) 検察庁等における支援

検察庁等では、被害者やご家族等に対する以下の支援制度があります。詳しくは、事件担当検察官または、最寄りの検察庁の被害者ホットラインへご相談ください。(連絡先等:p.51 参照)

○ 被害者支援員制度

被害者やご家族等からの相談対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続きの手助け、関係機関等の紹介など

○ 被害者等通知制度

事件の処分結果、刑事裁判の結果、受刑中の犯人の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所予定時期などに関する情報の提供が受けられる制度

○ 公判段階における制度

被害者参加制度、心情等の意見陳述、被害者等の優先的な傍聴、公判記録の閲覧・コピー、刑事和解など

○ 事件記録の閲覧制度

起訴され、確定した刑事確定訴訟記録、不起訴処分となった不起訴記録の閲覧

○ 裁判後の段階における制度

加害者の刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、加害者の仮釈放・仮退院等審理における意見等聴取制度、加害者の保護観察中における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

3) 日本司法支援センター(法テラス)における支援

法テラスでは、被害者等に対する以下の支援があります。詳しくは「法テラス犯罪被害者ダイヤル」や最寄りの法テラス地方事務所にご相談ください。(連絡先等:p.52 参照)

○ 情報提供制度

法制度や相談窓口の無料案内など

○ 弁護士紹介

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

○ 犯罪被害者等支援弁護士制度

危険運転致死などの故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害者の御遺族又は一定の要件を満たす危険運転致傷などの故意の犯罪行為により人を負傷させた罪の被害者等に対し、一定の資力要件を満たす場合に、原則無料で刑事・民事を問わず弁護士による包括的・継続的な援助を行う制度

<支援の例> ・弁護士による無料法律相談

・刑事手続～被害の届出、捜査機関や裁判所対応

・民事手続～損害賠償に向けた加害者との交渉、民事執行手続

・その他～報道対応、犯罪被害者等給付金申請

○ 民事法律扶助制度

収入など一定の資力要件を満たす方に対し、民事手続に関する法律相談や弁護士費用の立替を行う制度

4) 自動車事故対策機構による支援

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)では、交通遺児や重度後遺障害者等への支援を行っております。詳しくはナスバ本部や最寄りのナスバ支所にご相談ください。(連絡先等:p.61参照)

○ 交通事故被害者ホットライン

交通事故被害者のお困り事に応じて自治体や各種相談機関、損害保険及び紛争処理等の相談窓口をご案内しております。(連絡先等:p.59 参照)

○ 自動車事故被害者・遺族等団体による相談支援

同じ悩みを持つ当事者による相談先の確保・充実に努めています。(連絡先等:p.61 参照)

○ 介護相談

介護福祉士等の専門の知識を有する相談員が、介護料受給者*やそのご家族からの在宅介護等に関する相談に対応します。

* 介護料受給者とは、ナスバが支給する介護料を受給されている方のこと(連絡先等:p.60参照)

○ 訪問支援

介護料受給者のお宅にナスバ職員が訪問し、被害者本人やそのご家族からのご意見を伺い、きめの細かい相談対応と、専門的な見地から情報提供を行います。

○ 交流会や交通遺児友の会

介護料受給者やそのご家族の交流会や交通遺児等友の会会員を対象とした友の会の集いを開催し、相互の情報交換や体験学習などを行っております。

5) 都道府県や市区町村における支援

都道府県や市区町村では、被害者やご家族等に対する以下の支援制度があります。

○ 総合的対応窓口(都道府県、市区町村)

都道府県や市区町村では、国・自治体などの関係機関が行っている支援に関する情報提供を行い、被害者等が必要とする支援をスムーズに受けられるよう、関係機関との連絡・調整を行う総合的対応窓口を設け、交通事故被害者を含む犯罪被害者への相談支援を行っています。(連絡先等:p.51 参照)

○ 障害福祉サービス(市区町村)

障害者等の自立した生活を支援することを目的に、個別に必要な支援をする自立支援給付(ホームヘルプ、施設入所など)と市区町村等の創意工夫により実施する地域生活支援事業のサービスがあります。

○ 障害者手帳(市区町村)

障害福祉サービスを利用するための受給者証とは別に、障害の程度によって障害者手帳の交付を受けることができます。(連絡先等:p.59 参照)

- 障害者手帳の交付を受けることによって、住宅設備改善費などの支給、車椅子や杖などの給付、所得税や住民税の控除、鉄道やバスの割引などが受けられます。

○ こどもの一時預かり(市区町村)

交通事故によるケガの治療や裁判への出廷のため、こどもを誰かに一時的に預かってもらうことが必要となる場合があるかと思います。そのような場合には、ファミリー・サポート・センター事業や一時保育などの支援を市区町村が行っている場合があります。(連絡先等:p.57 参照)

○ こどもの心のケア(都道府県、市区町村)

交通事故が原因で、お子さまが家事や家族のお世話を日常的に行うこと(いわゆるヤングケアラー)となり、それにより、学校生活に影響がでたり、体やこころに不調がでてしまうことがあります。そのような場合には、最寄りのこども家庭センター(連絡先はお住まいの市町村)やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなどで相談支援を行っています。

6) 民間被害者支援団体による支援

被害者のニーズは多岐に渡っており、関係機関・団体等が相互に連携しています。

公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟の民間被害者支援団体(被害者支援センター)は各都道府県にあります。また、無料で支援が受けられます。(連絡先等:p.51参照)※被害者支援センターによって、支援内容は異なります。

【主な支援内容】

- 電話相談、面接相談
- 病院や警察、裁判所、自治体窓口等への付添い
- 心のケア(カウンセリング等)
- 日常生活の支援
- 自助グループ(被害者遺族の会等)への支援 等



7) 経済的な支援

交通事故による遺族・遺児や後遺障害者等に対して経済的な支援を行う制度があり

制度名	窓口	対象		
		死亡	後遺障害	ケガ
<input type="checkbox"/> 遺族年金	年金事務所	○		
<input type="checkbox"/> 障害年金	年金事務所		○	
<input type="checkbox"/> 労災年金	労働基準監督署	○	○	
<input type="checkbox"/> 労災介護給付	労働基準監督署		○	
<input type="checkbox"/> 奨学金貸与制度	交通遺児育英会	○	○	
<input type="checkbox"/> 奨学金貸与制度	日本学生支援機構			
<input type="checkbox"/> 交通遺児育成基金制度	交通遺児等育成基金	○		
<input type="checkbox"/> 生活資金等の支給	交通遺児等育成基金	○	○	
<input type="checkbox"/> 交通遺児修学資金支援事業	道路厚生会	○		
<input type="checkbox"/> 介護料の支給	自動車事故対策機構		○	
<input type="checkbox"/> 短期入院・入所費用助成	自動車事故対策機構		○	
<input type="checkbox"/> 交通遺児等貸付制度	自動車事故対策機構	○	○	
<input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付制度	市区町村、社会福祉協議会			
<input type="checkbox"/> 母子・父子福祉資金貸付制度	都道府県、市区町村			
<input type="checkbox"/> 見舞金の給付	都道府県、市区町村	○		○
<input type="checkbox"/> 自立支援医療制度	市区町村			
<input type="checkbox"/> 国選弁護士制度	日本司法支援センター			
<input type="checkbox"/> 日本弁護士連合会委託援助 (犯罪被害者法律援助)	日本司法支援センター			
<input type="checkbox"/> 民事法律扶助制度	日本司法支援センター			
<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等支援弁護士制度	日本司法支援センター			

ます。支給額等の詳細については、窓口にご確認ください。

対象	手続き した日等	連絡先 参照ページ
概要		
事故で亡くなった方の遺族		p.57
事故で障害が残った方		p.57
業務中、通勤中の事故で亡くなった方の遺族や障害が残った者		p.57
業務中、通勤途中の事故で介護が必要となる障害が残った者		p.57
交通遺児等(高校生以上)		p.58
交通事故に限らず、短大・大学生等		p.58
交通遺児(満16歳未満)		p.58
交通遺児等(中学生まで)		p.58
高速道路上の事故による交通遺児(高校生)		p.58
自動車事故によって介護が必要となる障害が残った者		p.60
自動車事故対策機構の介護料の受給者		p.60
交通遺児等(中学生まで)		p.60
交通事故に限らず、低所得・障害者手帳世帯		p.58
ひとり親家庭・父母がいない児童		p.58
犯罪被害者が死亡したり、ケガを負った場合		p.58
心身の障害を除去・軽減するための医療を受けた方		p.59
被害者参加制度の利用者		p.52
刑事裁判や少年審判等にかかる被害者やそのご家族		p.52
法的トラブルにあった経済的に余裕がない方(民事のみ)		p.52
「犯罪被害者等支援弁護士制度」(P.9)に該当する被害者等		p.52



〇×モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.



B-2. 困りごとリスト

思いもしない体験にあう中で、仕事、家事、育児、介護など、毎日の暮らしを保っていくのは大変なことです。また、裁判やお金のことなど、不安なことがたくさんあるでしょう。すべて自分でがんばらなくては……と思わないでください。困っていることを支援者と一緒に整理してみましょう。そのうえで、どうしたらよいか、話し合いながら考えてみましょう。

1) 経済的なこと

困っていること	相談してみたいことなど
<input type="checkbox"/> 生活費が足りない
<input type="checkbox"/> 医療費の負担軽減
<input type="checkbox"/> 住宅ローンの支払いを延期したい
<input type="checkbox"/> 弁護士費用の負担軽減
.....
.....
.....
.....
.....

2) 日常生活のこと

困っていること	相談してみたいことなど
<input type="checkbox"/> 食事の支度を手伝ってほしい
<input type="checkbox"/> 掃除、買い物を手伝ってほしい
<input type="checkbox"/> 介護を手伝ってほしい
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3) 子どものこと

困っていること	相談してみたいことなど
<input type="checkbox"/> 子どもをあずかってほしい <input type="checkbox"/> 学校や塾等へ送迎してほしい <input type="checkbox"/> 精神的な悩みごと <input type="checkbox"/> 学費について 	

4) 仕事のこと

困っていること	相談してみたいことなど
<input type="checkbox"/> 仕事を休みたい <input type="checkbox"/> 仕事に行くことができない <input type="checkbox"/> 転職したい 	

5) 住居のこと

困っていること	相談してみたいことなど
<input type="checkbox"/> 転居したい <input type="checkbox"/> 自宅を改修したい 	

6) ご自身やご家族の体調のこと

困っていること	相談してみたいことなど
<input type="checkbox"/> 眠れない、息苦しい <input type="checkbox"/> 不安が消えない <input type="checkbox"/> 何もする気が起きない <hr/> <hr/> <hr/>	 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

7) 警察、検察庁、裁判のこと

困っていること	相談してみたいことなど
<input type="checkbox"/> 警察や検察官から連絡がない <input type="checkbox"/> 損害賠償請求はどうすればよいか <input type="checkbox"/> 弁護士は誰に頼むのがよいか <hr/> <hr/> <hr/>	 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

8) 報道や SNS など

困っていること	相談してみたいことなど
<input type="checkbox"/> 報道被害を相談したい <input type="checkbox"/> 報道してほしい <input type="checkbox"/> SNS に住所が掲載された <hr/> <hr/> <hr/>	 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

〇×モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

C.被害者と家族について

C-1. ケガをしたとき

1) 医療機関の受診

交通事故にあったら、医療機関等の受診をおすすめします。軽傷であっても治療費等の請求には医師による診断が必要となります。

また、出血を伴った負傷等がない場合であっても、頭部外傷等により高次脳機能障害※が残ったり、脳脊髄液減少(漏出)症※を発症することもあるため、心当たりがある場合には、早めに専門医療機関へ相談してみましょう。

※ 高次脳機能障害とは、外傷性脳損傷などの後遺障害として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などを伴う障害です。具体的には、以前と比べて忘れっぽい、落ち着きがない、ぼーっとしているなど症状はさまざまですが、外見からは分かりにくい障害であり、事故からしばらくして日常生活に戻った頃に症状に気づくこともあります。各都道府県の高次脳機能障害支援拠点機関では、高次脳機能障害に関するさまざまな問題について、障害のある方や家族等からの相談に応じ、課題解決のために必要な支援を行っています(連絡先等:p.53~57参照)。

※ 脳脊髄液減少(漏出)症とは、脳脊髄液の漏出により、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感などのさまざまな症状が現れる病気です。現在、研究が進められているところですが、平成28年4月に保険適用となったブラッドパッチ療法や水分補給、安静にすることが有効な治療法とされています。

2) 療護施設(遷延性意識障害専門の病院)

自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害が継続する状態(遷延性意識障害※)にあり、治療と常時の介護を必要とする方を専門に治療・看護を行う療護施設(療護センター及び委託病床)が、ナスバにより、全国12か所に設置・運営されています。

これらの療護施設への入院期間は概ね3年以内となり、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。(連絡先等:p.60 参照)

※ 遷延性意識障害とは、自力移動・摂食、意思疎通、意味のある発語が不可能など重度の意識障害のことです。

3) 医療ソーシャルワーカー(MSW)

病院には、医療ソーシャルワーカー(MSW)という専門職が「医療相談室」や「地域連携室」等に配置されている場合があります。MSWは患者やご家族の心理的・社会的・経済的問題の解決の支援や退院(転院)、社会復帰の支援などを行っています。



4) 短期入院・短期入所協力事業

国土交通省では、家族の自宅介護を受ける重度後遺障害者の方々の健康維持や家族の負担軽減のため、ナスバの介護料受給者の短期入院を積極的に受け入れる病院を「短期入院協力病院」、短期入所を積極的に受け入れる施設を「短期入所協力施設」として指定しています。詳しくは自賠責保険・共済ポータルサイトをご参照ください。(連絡先等:p.62参照)

5) 治療費(保険制度)

被害者はすぐに治療費の支払等のお金が必要になります。当面の費用について、相手方からの支払のほか、被害者が負担する場合には、各種保険制度を利用できます。詳しくは治療を受けている病院や加入している健康保険組合などに相談してみましょう。

① 自賠責保険(共済)、任意保険(共済)

自賠責保険では、当面の費用をまかなうお金が早く受け取れるよう、仮渡金制度※があります。

※ 仮渡金制度では、加害者が加入している損害保険会社(共済組合)に対し、死亡(290万円)、傷害(ケガの程度に応じて40万円、20万円、5万円)が請求できます。

② 労災保険

業務中または通勤途中に交通事故にあった場合、労災保険に請求することができます。(連絡先等:p.57参照)

③ 健康保険・国民健康保険

交通事故以外の病気・怪我で病院にかかるときと同じように、健康保険を使うことができます。

- 一ヶ月の医療費の自己負担額が高額となった場合、一定金額(自己負担限度額)を超えた分が払い戻される制度(高額療養費)があります。

6) 障害が残ったら

交通事故によって負った傷害に対する治療の効果が期待できなくなり、将来においても回復が見込めない場合には、その症状が固定した(障害が残った)ことについて、医師の判断を受けて、後遺障害に関する手続きをすることができます。

- 自動車事故による後遺障害と認められるには、事故と後遺障害との間に相当因果関係が認められることなどがが必要です。
- 後遺障害に関する支援の内容は、8~12ページをご覧ください。
- 後遺障害に関する自賠責保険の保障内容は、32ページをご覧ください。



〇×E

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

コラム①「重症頭部外傷の治療と御家族の役割」

自動車事故対策機構 千葉療護センター センター長 小林 繁樹

1. 重症頭部外傷と急性期の治療

「交通事故で頭を強く打って病院に救急搬送された」と聞いた御家族がまず思うのは、「命は助かるの？」で、次には「助かったとして後遺症は？」です。

よく「脳は硬めの豆腐くらいの柔らかさ」といわれます。交通事故などで頭を強く打つと、この豆腐くらいの柔らかさの脳は、頭蓋骨という固い殻の中で激しく揺り動かされ、崩れたりひび割れたりします。これが脳挫傷です。最初の数時間から数日の間には、この脳の傷から出血したり、痛んだ脳が腫れ上がったりするため、様々な手術によって血の塊を取り除いたり(血腫除去術)、頭の内側の圧力を下げるために頭蓋骨を大きく切り取る(減圧開頭術)手術や、体温を下げて脳の腫れを抑える治療(脳平温療法)などが行われます。特に最初の2週間は不安定な状態が続くため、集中治療室で厳重に管理されますが、この期間はまさに救命のための期間ということになり、後遺症の種類や程度は予測できません。この期間を過ぎると全身の合併症や感染症などの心配はあるものの徐々に状態は落ち着いて来るため、後遺症の種類や程度が少しずつ見えてきます。

2. 慢性期の治療とリハビリテーション

重症頭部外傷で神経細胞が壊れてしまうと、その神経細胞が担っていた機能が障害され、これが運動麻痺や失語症などの後遺症となります。なかでも最も重篤なのが遷延性(せんえんせい)意識障害といって、「意識が戻らない」「目が覚めない」状態です。これは脳の深い場所にある脳幹網様体というコンピュータでいえば電源部の働きをしている部分が傷害されたり、脳の複数の部位が傷ついた場合に起こります。意識が戻らなければ、ヒトとして最低限の行動である「食べる」「排泄する」「移動する」ことは出来ませんし、他の人とコミュニケーションする事も不可能です。またこのような状態では、一般的なリハビリテーションも出来ません。

では、急性期を過ぎても麻痺や意識障害がある場合、回復することはないのでしょうか。

脳の神経細胞には爪や皮膚のように再生する力がありませんから、壊れてしまった脳組織自体の機能が回復するのは難しいと思われます。しかし多くの場合、破壊された部分の周囲には、「完全に壊れてはいないが、一時的に活動できなくなっている部分」があります。この部分は回復しやすい環境を整えていると、徐々に息を吹き返してきます。また、リハビリテーションを行うことで、脳の他の部分が破壊された部分の機能を引き継ぐように学習する場合があります。

したがって、急性期を過ぎた後には、脳が回復しやすい環境を維持しつつ、リハビリテーションを行うことが重要となります。この「脳が回復しやすい環境」を実現するには、全身状態を安定させることが最も重要です。また、急性期から慢性期に移行する時期に、薬の調整を行うなど治療を上手く切り替えて行くことも重要となります。

3. 意識の回復と御家族の力

事故から時間が経っても意識が戻らない場合、御家族の心配は特に大きいと思います。しかし、この遷延性意識障害からの回復には、御家族の関わりが大変重要な役割を果たします。「意識が戻る徴候」に初めに気付くのが御家族であることは度々経験します。患者さんの脳にとって「聞き慣れた家族の声や感触」は特別な刺激になるのではないのでしょうか。事故の瞬間から意識を失った患者さんにとって、徐々に目が覚めて「自分が起こっているのか判らない」、「何故思うように体が動かない、話せないのか判らない」という恐ろしい暗闇のような状況の中で、御家族の声や姿、温かい手の感触は何よりの支えになるはずで。また、患者さんの趣味や好みを一番良く知っているのは御家族です。事故前に好きだった音楽を聴かせたり、好きなチームや話題について話しかけてあげることも心地の良い刺激になると思います。このような刺激が記憶を呼び覚まし、脳の傷んで眠っていた部分を覚醒させるのかもしれない。

4. 療護センターでの治療

交通事故による重度の脳損傷患者さんを治療するために、国土交通省所管の自動車事故対策機構 は全国に4つの療護センターと(計230床)、7カ所(計80床)の委託病床を設置しています。療護センターでは重度の脳損傷の慢性期患者さんに対し、障害の状態を多方面から再評価し、回復の可能性を最大限に引き出す治療を行うと共に、意識障害の強い患者さんに向けて工夫を凝らした看護やリハビリテーションを行っています。また、最近話題になっている再生医療やその他の新しい治療を導入するなど、様々なチャレンジも始まっています。

※コラムの内容は令和4年11月現在のものになります。

コラム②「意識障害が長引いているご家族を介護されている方へ」

全国遷延性意識障害者・家族の会 代表 桑山 雄次

私の二男は、1995年、小学校2年生の時にスピード違反の車に撥ねられ、頭部を強打し遷延性意識障害者となりました。事故から27年を超え、障害の極めて重い方の家族会活動を始め、全国組織を結成し18年目になりました。

家族会に来られた方の中には、10年以上も回復しない人がいるということに絶望を感じた、そんなに長く頑張れない、また、回復できない人が集る会には入りたくないという方もいました。障害を受け入れることはとても難しく、事故から27年を超えた私も、息子の障害を受け入れることは出来ていないと思います。

(1) 事故直後のこと

事故直後、二男があこの世とこの世の境をさまよう中、何も手が付きません。面会時間も限られ、濃厚な医療が必要で家族はほとんど手を出すことが出来ず、非常に厳しい日々でした。

ともかくこの時期に必要なことは、①介護者の身体とこころの健康を保つこと、②親しい友人や親戚に助けを求めることだと思います。助けてくれたり、こころの支えになってくれる人はいると思います。また絶望しないで、③様々な情報を集めていくことです。この①～③は、回復への長い闘いを通じてずっと変わらない3本柱だと思っています。

この時期にナスバ療護施設の情報を得ることが出来ればベストです。遷延性意識障害者になるかもしれない重症者で、回復が思わしくない場合には、ナスバ療護施設で集中的なリハビリを長期間にわたり受けることができますと思います。

(2) 事故から数か月を経過したとき

第三次救命救急病院では、「救命」を終え、転院を既に言われている時期になります。この時期は、家族や周囲の方々との関わりが大事になります。特に「五感への種々の刺激」は大事です。この辺りの知識は、紙屋克子先生やナスバ療護施設の実践から学びました。遷延性意識障害者は安静第一や寝かせたままではなく、様々な刺激を与えないといけな...など。最近では、早期離床、早期リハが常識になりつつあると思います。

また、口腔ケアは大事で、肺炎予防につながります。看護師に聞いてみて下さい。口腔ケアと嚥下は非常に関連が深く、口腔ケアの書籍は読まれたら良いと思います。

一方で、患者の仕事や学校のことも考える時期になります。家族は「後遺症が残る」ことは考えたくありませんが、病休や休職、休学などの他に、社会復帰がどの程度可能かなども考えねばならない時期になります。また、患者のみならず、家族の生活のことも心配になります。

意識が定かでない患者は、一般病院で発症から3か月経過後の「脱却率」（意識障害から意識を取り戻す確率）は5～10%と言われますが、ナスバ療護施設の脱却率は26%もあることがHPでも公表されています。

(3) 事故から3～4年経ってしまったとき

「もっと治療はないのですか？」「一生、このままでしょうか？」「なぜ、この子が事故に遭わねばならなかったのでしょうか？」などの質問を受けてきましたが、残念ながら確たる回答はありません。

事故まで元気だった家族が、いきなり寝たきりになり、それが数年も続く...そんな現実には耐えられる人はほとんどいません。精神科医で作家の常木蓬生（ははきぎ ほうせい）さんが言われた「ネガティブ・ケイパビリティ」（すぐに答えのでない事態に耐える能力）が大事と思っています。

この時期に在宅にするのか、長期療養型病院や施設を利用するのかを選ぶことになります。地元の家族会とつながることで地域の有益な情報を多く得られると思います。家族会は孤立を防ぐことをメインに活動しており、会員には施設入所の方や、今は在宅でも近々入所を考えている方もいます。

在宅の場合は、市町村の障害福祉課の窓口か、介護保険を利用するなら高齢介護課の窓口に、在宅福祉サービスの申込みを行う必要があります。障害者手帳の取得が必要ですが、「手帳の取得」＝「症状固定」となり「手帳の取得に抵抗がある」と言われた方が何人もいました。そのようなときは「手帳は『しばらくはこの状態が続く』ことで交付されるもので、良くなれば返せばよい。」と私は言います。少数ではありますが、良くなる方もおられました。手帳がないと車いすも全額自己負担になります。

その他、利用出来るサービスを役所で確認するとよいのですが、教えてもらえないこともあるので、勉強するか家族会に聞くこととなります。ナスバ介護料の請求もできます。

次に在宅の場合は、特に主治医の選定は大切です。家族会は、よく話を聴いてくれる訪問診療が可能な医師を知っていることが多いです。また、主治医と連携する後方支援病院、看護師やヘルパーに来てもらうための障害福祉サービス事業所や介護事業所、日中に通うデイサービスなども決める必要があります。気管切開や呼吸器がついていると利用できない場合もあり、対応できる事業所は残念ながら多くないです。

また、市町村の福祉サービス担当者から様々な事業所の情報を得て下さい。在宅推進で「福祉のまちづくり」を宣言する自治体も多いので、自分の市には事業所がないが、隣市の事業所を教えてくださいました。

さらにバリアフリーのため住居の改築や増築、あるいは転居が必要となる場合もあります。家族会には、自宅を改築された方も多いので、お家の見学などをお願いしてみして下さい。

退院前に、病院にて慢性期で陥りやすい病気や呼吸器リハの方法などを教えてもらって下さい。

在宅することは総論的には良いことと思いますが、家事をしながらの介護はかなり大変です。他に家族がいれば手助けになりますが、最近はヤングケアラーも問題になっており、未成年の家族には十分な配慮が必要です。夜中に痰の吸引や体位変換が必要な場合には、ゆっくり眠ることも出来ません。

在宅ができない場合には、長期療養型病院や施設を選ぶことになります。「在宅ができない」ことにご自身の負担を感じる方もいますが、可能な限り面会に行き、病院等では足りないリハビリを家族で行うことが必要ですが、リハビリに取り組んでいる長期療養型病院も、少ないですが存在します。

(4) 全時期を通じて言えること

発症から何年も経った家族会の会員から「意思疎通ができた！」という朗報を聞くと、私たちは、その人に「何をやってよくなったか」と聞きます。私たちはおそろくハウツーを求めているのでしょうか。それを何度か繰り返すと意識回復は簡単ではないことに気がきます。残念ながら長い闘いになります。

遷延性意識障害者の治療を考えている医師や看護師が、「日本意識障害学会」という学会を作っています。この学会は私たち家族の参加も可能なユニークな学会で、毎年夏に開催しています。先生方に意識回復のための具体的な方途やリハビリについて尋ねますが、残念ながら確たる方法はありません。それでも前向きに考える専門家の姿勢に私たちは励まされます。この学会の情報にはアクセスして下さい。再生医療の最新情報も得ることができます。

地元の家族会に連絡して下さい。何年も介護している家族の話聴くのは、非常に有益なことと思います。家族は自分たちで出来ることは何かしたいと思ってますし、家族会ではメーリングリストや定期的に会合を開いている会も多いです。家族会の会員の中で、少しずつ回復された方もいますので、決して諦めないことが肝要だと思います。家族会は「孤立を防ぐ」とともに考える「希望を捨てない」を基本に相談、学習活動、情報発信に取り組んでいます。

遷延性意識障害と云う困難な障害に対しては、あらゆる社会資源を総動員せねばなりません。医療や福祉の人材だけでなく、音楽家やIT技術者、優れた教師など、その他に友達や周囲の人々の力も大事です。

私たちは他の人よりは多めに不幸の種をもらったかもしれませんが、自分だけが不幸なわけではありません。ともに頑張りたいと思います。

コラム③「高次脳機能障害について」

NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事 古謝 由美

ある日、突然の事故で脳が傷つき高次脳機能障害と言う目に見えない障害を負った当事者と家族は現実をなかなか受け入れにくく日常生活に困難をきたし、社会生活を送る苦しみがのしかかってきます。

命が助かり現状を受け入れながら今を生きていく高次脳機能障害者と家族が様々な機関や病院など支援者とともに連携し高次脳機能障害者が生き生きと暮らしていける社会は、すべての人が暮らしやすい社会です。

○ 息子が交通事故に遭って

1995年9月15日「お母さん今から帰るからね」これが健常者としての息子の最後の言葉でした。

健康だけが取り柄の16歳の息子が生死の境をさまよいながらベッドに横たわっていました。

自転車で帰宅途中の息子がまさか、意識のない息子を命があることだけを祈りながら一日一日と時間が過ぎていく…、若いということだけが唯一の希望でした。

意識が戻り寝たきり状態を覚悟していた家族でしたが、右上下肢に麻痺は残りましたが約半年後、退院することが出来ました。

しかし現実には日常生活に戻ることは難しく、あれだけ元気でスポーツ馬鹿だった息子は、体は疲れやすく、自分が今どこにいるのか自分は何歳で、今まで出来ていたことが出来なくなり言葉もはっきり出ず、イライラは募るばかりでした。

当然、私たち家族も退院すれば体に麻痺は残ったものの、元の元気な息子に戻ると信じていました。

しかし現実には厳しく、脳という人間にとって一番大切な機能が障害を受けていました。

言葉を思うように発することが出来ない、自分の思いを伝えることが出来ない、話が理解できないなど、家族は「どうして?」、この子はどうなったのだらうと不安が募るばかりでした。

当時は高次脳機能障害と言う文言は使われておらず、医師からの説明も理解できませんでした。

○ 出逢い

退院はしたものの身体機能の回復も完全ではなく、まだまだリハビリが必要な息子でしたが復学もままならず、通院先の言語聴覚士の先生からの情報で、県外ではあるけれども交通事故で脳を損傷した人たちを診ている病院が有ると教えていただき、藁にもすがる思いで出かけました。

まだ1人で行動することが出来ない息子の体を支えながら県外の病院へ。

そこでのドクターの一言「なんとかしなければ。お母さん一緒に頑張ろうね」辛く苦しむ家族に対して心ある言葉、いま思い出しても涙が出てきます。

ここでの機能訓練、生活訓練が今ある息子を育ててくれたと思っています。

記憶が出来ない、言葉が上手く出てこない、話の内容が分からないと悩んでいた時期もありました。

今、息子は障害者雇用枠で一般就労をしていますが記憶障害が顕著に出ています。

「自分は記憶することが難しいので、自分の障害を伝え助けてもらっている」と自ら周りの人に声をかけています。

「息子よ、元気に笑顔を見せてくれ」母はあなたの笑顔に救われます。

○ その後

1997年、脳を損傷した人たちをどう守り、支えていけば良いのか家族は病院で出逢った仲間とともに脳外傷友の会を設立、2000年全国組織の日本脳外傷友の会(現在の日本高次脳機能障害友の会)を設立、国への働きかけで「高次脳機能障害支援モデル事業」が始まり、全国に高次脳機能障害支援センターが開設されました。

今、高次脳機能障害の相談窓口は地域に根ざしてきています。

○ 地域とともに

高次脳機能障害者となった息子は住み慣れた場所で生活していくため、近隣の方たちに障害があることを伝えています。

地域の行事には積極的に参加し、コミュニケーションを取るよう努めています。

また、困ったことがあれば周りに助けをを求めることを伝えています。

「あなたは決して1人ではない、多くの人が支えてくれている」と息子には伝えています。

この事は、当事者家族にも言えることです。

**人と人との繋がりは心を優しくしてくれます。そして生きる力を、勇気をくれます。
決してあなたは1人ではない。**

コラム④「自立生活に向けて」

NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長 徳政 宏一

35歳の秋、家族で乗っていたワンボックスカーが横転事故を起こした。

これが全ての歯車が狂い始めた瞬間です。当時は子どもが小さく、何とか頑張らないといけない。そんな気持ちだったと思います。

しかし自動車事故は私から体と家族、全てを奪っていきました。

当時の私は自立生活を勝ち取る為に努力しました。

私みたいに頸髄損傷した方の多くは自立生活にまで至らず、施設での生活やリハビリが何らかの理由で出来ず、本来勝ち取れる機能を勝ち取れず自立生活が出来なかった。そういう方々が沢山リハビリ病院にはいらっしゃいます。

『〇〇さんは良いよね手が動くから』『外出も出来るし』『結婚してるし』

私は生活を安定させて就職もして、子ども達に父親が車いすだからと後ろ指を刺されないように、自暴自棄から脱却して単身、リハビリ病院に転院しました。

早く帰りたい一心で毎日毎日朝早くから夕方まで、リハビリも決められた時間以外は自主トレして一日中リハビリしてきました。私たちは簡単に今の機能が備わっていたのでは無く、日々、厳しいリハビリに耐え、生きる事を決意して積み重ねてきました。そうして掴み取った力です。

しかし、私のようなリハビリをする人はそんなに居ません。年齢も性別も体力も障害もバラバラな方々がリハビリ病院にはいらっしゃいます。

リハビリは単に機能回復だけでなく、誤解を含めて社会的自立、生活の自立が目的です。

本人は勿論ですが、ご家族の勉強も重要になります。

諦めない事を私はよく話しますが、『もうだめ』『どーせ』と諦めた時点では進めません。

諦めない事は毎日毎日大変な事ではありますが、積み重ねて行く事だと私は信じています。

その為にも沢山ある制度をしっかりと聞いて、調べて、漏れの無いようにするのも自立生活への一歩となります。

機能を回復させる事は確かに必要ですが、より近くに被害者団体、家族会、自動車事故対策機構もあります。しっかりと情報を集める努力もリハビリの一つだと思っています。

『生きる事・諦めない事』をいつも思って下さい。



※コラムの内容は令和4年11月現在のものになります。

C-3. さまざまな手続き

行政などの手続きには期限が決まっているものもあり、手続きも複雑で、知らないと損

- 自治体によって、担当部署や手続きが異なる場合があります。お住まいの市区町村の「くらしガイムページ」や冊子にもすべて書かれていない場合がありますので、事前に窓口を確認すると安心

	手続きのいるもの	内容	窓口	手続き期間	手続き日等
I 役所	①死亡届	埋火葬許可証の交付	市区町村	7日以内	
	②世帯主変更届 (住民異動届)	世帯主の変更	市区町村	14日以内	
	③国民健康保険	資格喪失・加入・変更	市区町村	14日以内	
		葬祭費の申請	市区町村	2年以内	
	④その他の健康保険(社保、共済、健保)	資格喪失・加入・変更	加入中の健康保険組合勤務先	速やかに	
		埋葬料の申請	加入中の健康保険組合勤務先	2年以内	
	⑤厚生年金	受給の停止	年金事務所	10日以内	
	⑥共済年金	受給の停止	共済組合	10日以内	
	⑦国民年金	受給の停止	市区町村	14日以内	
		死亡一時金申請	市区町村	2年以内	
	⑧介護保険	保険料支払い停止、保険証返却	市区町村	速やかに	
	⑨各種医療証	返却	市区町村	速やかに	
	⑩高額療養費	申請	市区町村(国保)、各保険者	2年以内	
⑪高額医療・高額介護合算療養費	申請	市区町村(国保)、各保険者	2年以内		
⑫各種手当	受給	市区町村	速やかに		
⑬雇用保険	返却	ハローワーク	速やかに		
II 相続	①遺産	遺産分割協議書の作成	弁護士・司法書士・行政書士		
	②相続放棄、限定承認	相続放棄や限定承認を希望する	家庭裁判所	3か月以内	
	③土地・建物	相続登記	法務局		
	④預貯金	払い戻し	金融機関	速やかに	
	⑤自動車	名義変更、廃車	運輸支局、軽自動車検査協会	15日以内	

をしてしまうものもあります。このリストで自分に必要なものをチェックしてみましょう。

ド・便利帳」といった名前の冊子を手に入れるといいかもしれません。手続きに必要な書類などは、ホー
です。

	手順のいるもの	内容	窓口	手順期間	手続き日等
Ⅲ 税務署	①準確定申告	所得税	税務署	4か月以内	
	②相続税の申告・納付	相続税	税務署	10か月以内	
	③医療費控除	税金の還付	税務署	5年以内	
	④寡婦(夫)控除	控除額上乘せ	税務署		
Ⅳ 警察	①運転免許	返却	警察署	速やかに	
Ⅴ その他、 暮らし	①勤務先	退職・求職など手続	各会社	速やかに	
	②傷病手当金	受給	健康保険組合	2年以内	
	③民間の医療・生命保険など	保険金請求	保険会社	3年以内	
	④電気・ガス	名義変更・解約	各届出会社	速やかに	
	⑤水道	名義変更・解約	水道局	速やかに	
	⑥電話	名義変更・解約	各届出会社	速やかに	
	⑦携帯電話、プロバイダー	名義変更・解約	各届出会社	速やかに	
	⑧パスポート	返却	各都道府県庁旅券課	速やかに	
	⑨賃貸借契約	名義変更・解約	不動産会社	速やかに	
	⑩新聞	名義変更・解約	新聞販売店	速やかに	
	⑪クレジットカード	解約	クレジットカード会社	速やかに	
	⑫スポーツクラブなどの会員	解約	店舗等	速やかに	

コラム⑥「支援の輪をつくる—地域の相談機関」

関東学院大学社会学部 教授 麦倉 泰子

受傷した後に退院する際、行政や基幹相談支援センター、地域の障害福祉サービスを行う事業所につながらず、そのまま家庭に戻ってしまう場合があります。退院した後の地域に戻った後のイメージが持てないままでいると、ふたたび支援につながる事が難しくなり、本人・家族のみで困難を抱えて孤立することにつながりかねません。これを防ぐためには、退院前から多職種・多機関との連携に向けたネットワークを作る必要があります。まずは病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）と相談し、各地域で利用できる障害福祉サービス等を確認しながら、具体的な退院後の生活のイメージを一緒に作っていきましょう。MSWは病院、行政、基幹相談支援センター、地域の事業所、社会福祉協議会等に働きかけ、退院前のケア会議を開催することによって「支援の核」を形成していきます。ご本人と家族が退院後にどんな生活を希望されているかを中心に、必要な場合には居宅介護や重度訪問介護の利用、医療的ニーズがある場合には訪問看護、金銭管理の援助が必要な場合には社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（「あんしんセンター」という名称のこともあります）、経済的な不安がある場合には生活保護の申請など、関係機関と課題を整理し、協働した支援チームを形成していきます。

退院後の相談の中心になるのは、各市区町村に設置されている基幹相談支援センターです。ここでは、地域の障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、病院や学校と連携しながら、その人の障害・ニーズに応じた支援を行うほか、虐待防止・権利擁護の相談支援、成年後見制度利用の支援事業なども行っています。ただ、基幹相談支援センターの設置は市区町村の任意となっており、現状ではすべての市区町村に設置されているわけではないことには注意が必要です。まずはお住まいの自治体のホームページを確認したり、障害福祉担当の窓口で電話などで相談をしてみてください。

社会福祉協議会への相談から、就労移行支援や就労継続支援B型などの専門的な支援につながっていくケースもあります。たとえば藤沢市社会福祉協議会にはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）という専門職が配置されており、いまある制度では解決しづらいこと、どこに相談したらよいのかわからない困りごとを抱えている人に寄り添い、一緒に考える役割を担っています。

他にも、継続的な見守りの制度を持っている自治体もあります。たとえば横浜市には、「横浜市障害者後見の支援制度」という地域で暮らすさまざまな障害のある人の自宅を訪問したり、最寄りの相談室に足を運んでもらったりすることで、ゆるやかなつながりを維持するという制度があります。「親亡き後の不安」を地域のネットワークによって支えていくシステムの構築を目指して、市独自事業として平成22年にスタートしたもので、一か月から数か月に一度の訪問によって、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことを目指す取り組みです。

このように、地域の相談支援先は多種多様に存在します。いま差し迫った困りごとがなく、ご両親がいなくなったときに経済面・生活面で心配があるというような漠然とした不安であっても、いざというときのセーフティネットとして身近な相談機関に話をしてみましょう。ご本人のこれまでの人生やこれからの生活の希望、身体的な特徴、介護に必要な知識などについてよく知っている支援者たちを作っておくことが大切です。積み重ねられたその人についての理解と信頼が、「いざというとき」に、その人にとっての「最善の利益」＝「ベスト・インタレスト」を考える下地になっていきます。

※コラムの内容は令和4年11月現在のものになります。

〇×☐

A series of horizontal dashed lines for writing, with a faint green wreath watermark in the center.

C-4. 報道関係者との対応方法

報道関係者を活用することは、マイナス面とプラス面があります。マイナス面をおそれる風潮が強くありますが、社会に訴えかけて情報を集めるなどの場面では、プラスとなります。どう対応するかは、その時々で自分で決めていいことですが、十分にプラス面、マイナス面の双方を考え、できれば支援者にも相談したうえで、報道関係者にどのように対応するか決めてみましょう。

- たくさんの記者が自宅に取材に来て、対応できない、取材を断りたいときは、玄関に張り紙をして取材に応じられない意思を伝えることができます。
- 弁護士や支援者を通じて地元の記者クラブに「断りたい」と伝えてもらうこともできます。
- できるだけ多くの人や社会に呼びかけをしたいとき、報道関係者に報道してもらうことができれば大きな助けになる場合がありますが、「報道」するかどうかを決めるのは報道関係者ですので、思い通りになるとは限りませんが、要望は率直に伝えましょう。
- こちらから報道関係者に連絡を取り、自分の言い分を伝えたいときは、事故に関連することを時系列にまとめ、資料として渡すと、一から説明せずすみません。交通事故は多く起きていますが、「みんな分かっている」と思わず、被害者側を深く分かってもらえるよう、説明に努めてみましょう。

C-5. インターネットでの被害

今は、新聞やテレビ等の報道よりも、SNS等のインターネットによる書き込み被害の方が、影響が大きい場合があります。テレビ等の報道では匿名だったのに、SNSでは、実名や住所、学校や勤務先名などが「さらされ」たり、根拠のない内容が書き込まれたりすることもあります。また、事故現場の写真が被写体となる被害者への配慮のないままに携帯電話などで撮影され、インターネットに掲載されたりすることがあります

そのような掲載を見つけた場合には、スクリーンショットするなどをして、書き込みの内容がわかる情報を証拠として残したうえで、支援者や弁護士、警察と相談しましょう。



D.自賠責保険（共済）の制度について

D-1. 自賠責保険(共済)の制度について

自賠責保険(共済)は、交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的としております。なお、無保険車やひき逃げによる事故の被害者に対しては、政府保障事業によって、救済が図られています。

詳しくは、自賠責保険・共済ポータルサイトをご確認ください。(連絡先等:p.62参照)

1) 限度額や補償内容等について

自賠責保険(共済)の限度額や補償内容、請求できる期間は以下のとおりとなります。

○ 限度額と補償内容

損害に応じて支払われる保険金(共済金)には、最大で傷害(120万円)、後遺障害(4,000万円)、死亡(3,000万円)となります。

- 当面の費用を賄うお金が早く受け取れるようにするための仮渡金制度や任意保険会社が被保険者等に対して任意保険と自賠責保険のお支払いをまとめて行う一括払い制度があります。

○ 請求できる期間

自賠責保険(共済)の請求は、被害者、加害者のどちらでもできますが、被害者が請求できる期間は、以下のとおりとなります。

請求区分	いつから請求可能か	いつ(時効完成日)までに
傷 害	事故発生日	事故が発生してから3年以内
後遺障害	症状固定日 [※]	症状が固定してから3年以内
死 亡	死 亡 日	死亡してから3年以内

- 上記請求期限を迎えると、保険金(共済金)を請求する権利が消滅します。何らかの理由で請求が遅れる場合は、時効の更新制度があるので、損害保険会社(共済組合)にご相談ください。

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなった時をいい、医師により判断されます。



2) 政府保障事業

政府保障事業は、自賠責保険(共済)の対象とならない「ひき逃げ」や「無保険(共済)」の事故にあわれた被害者に対し、法定限度額の範囲内で、健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付(他法令給付)や本来の損害賠償責任者の支払によっても、なお被害者に損害が残る場合に、最終的な救済措置として、政府がその損害を填補する制度です。

○ 請求方法

政府保障事業は、保険代理店では受付をしていないため、被害者が直接、以下の損害保険会社(共済組合)の窓口へ請求してください。

被害者がお亡くなりになった場合の請求権者は、法定相続人及び遺族慰謝料請求権者(被害者の配偶者、子及び父母)です。

あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京海上日動火災保険(株)
共栄火災海上保険(株)	日新火災海上保険(株)
セコム損害保険(株)	三井住友海上火災保険(株)
全国共済農業協同組合連合会	明治安田損害保険(株)
全国自動車共済協同組合連合会	楽天損害保険(株)
全国トラック交通共済協同組合連合会	AIG損害保険(株)
全国労働者共済生活協同組合連合会	Chubb 損害保険(株)
損害保険ジャパン(株)	SOMPOダイレクト損害保険(株)
大同火災海上保険(株)	

(五十音順)

○ 請求できる期間

請求区分	いつから請求可能か	いつ(時効完成日)までに
傷 害	治療を終えた日	事故発生日から3年以内
後遺障害	症状固定日 [※]	症状固定日から3年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

○ 交通事故の解決、自動車保険の概要

交通事故が発生した際は、生じた損害のてん補に向けて、当事者間で解決を図っていくこととなります。解決の際に、ご自身または相手方が加入する自動車保険や自賠責保険を利用いただくことで、相手方から受ける賠償金の確保やご自身に生じた損害のてん補、解決に向けたサポートなどを受けることができます。

自動車保険では、相手方への賠償（賠償責任条項）、ご自身・搭乗者のケガに対する補償（人身傷害条項）、ご自身の自動車の補償（車両条項）などの基本的な補償内容が準備されていますが、お客様の要望に応じて追加できる補償（これを「特約」といいます）があります。ここでは、「弁護士費用特約」についてご紹介させていただきます。

○ 弁護士費用特約の概要

「弁護士費用特約」では、相手方への法律上の損害賠償請求を弁護士等に委任する費用や、被害を受けた事故（ご自身に過失が全くない、いわゆる「もらい事故」も含みます）に関する法律相談や書類作成の費用を負担することによって生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

なお、「弁護士費用特約」は保険会社により名称の他、内容に差異があります。

○ 弁護士費用特約を利用する際のポイント

上記のとおり、弁護士費用特約は事故の解決に向けたサポートを提供する特約ですが、利用する際に注意すべきポイントがいくつかあります。主なポイントを以下のとおりご説明します。

① 特約の加入有無、利用できるケースに該当するか確認しましょう

ご自身のケースで弁護士費用特約を利用できるかは、まずご自身の自動車保険に特約として加入しているかご確認ください。一般的には、保険証券に加入した特約も記載されていますので、お手元にある保険証券をご確認ください。

特約の概要で説明のとおり、保険会社により特約の内容が異なる可能性があります。ご自身のケースで利用できるかについては、保険会社や代理店にお問合せください。

② 弁護士等に依頼する前に保険会社に相談をしましょう

弁護士費用特約では、弁護士等への委任内容や相談内容、選任する弁護士等により保険金支払いができない場合に該当してしまう可能性があります。

弁護士等に依頼したい内容や依頼したい弁護士がいる場合、事前に保険会社に相談していただくことで、後で特約が利用できないといったトラブルを回避できます。

また、弁護士等の相談先にお困りの場合は、保険会社によっては、弁護士等の選任の協力も得られます。

③ 特約で補償できる限度額を考慮した利用を心掛けましょう

一般的に、弁護士費用特約は、弁護士等に委託・相談でかかった費用のうち、てん補する限度額が定められています。このため、例えば、弁護士相談で弁護士に 500 万円払うことになったが、特約で定める限度額が 300 万円だったので、200 万円は自己負担となってしまう可能性もあります。

限度額を超えて弁護士等に委託・相談することができないものではありませんが、予期せぬ負担が発生しないよう、保険会社にはあらかじめ限度額を確認しておき、弁護士等にも伝えておくことが望ましいと考えます。

○ その他

弁護士費用特約は、一般的に自動車保険の特約として加入できますが、自動車保険以外の特約として加入できる場合や単体で加入できる商品もあります。保険金支払いの対象は、自動車の乗用中の事故に限定する商品もあれば、日常生活全般に利用できる商品もあります。

○ おわりに

事故の解決に向けては、事故当事者間で認識が異なる場合など、解決が難しいケースが存在します。本特約に加入しており、解決に向けたサポートを受けられるケースであることが確認できた場合は、活用を検討してみたいかがでしょうか。

E.警察、検察庁、裁判について

E-1. 弁護士さがし

1) 被害者こそ、法律のプロによるサポートが必要

被害者は何の準備もなく交通事故にあい、そして司法制度に巻き込まれていくことになります。消滅時効が完成して損害賠償請求ができなくなったり、相手方のペースで物事を運ばれてしまい取り返しのつかない事態になるようなことがないように、疑問点等があれば、早い段階で弁護士に相談してみましよう。

- 弁護士にも得意・不得意の分野があります。2～3人の弁護士に面談などをして、相談しやすい方に頼みましょう。
- 不安なことは事前にメモなどにして相談に行きましょう。
- どうしても合わないときには、セカンドオピニオンのようにその他の弁護士への相談も検討しましょう。

2) 相談先について

○ 日弁連交通事故相談センター

(公財)日弁連交通事故相談センターでは、弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する電話相談や面接相談を、全国154か所(令和8年1月現在)の相談所において無料で応じています。そのため、交通事故に詳しい弁護士が多く在籍している団体です。(連絡先等 : p.52 参照)

○ 日本司法支援センター(法テラス)

法テラスでは、被害にあわれた方やそのご家族の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しています。また、一定の要件を満たす場合には、弁護士による支援を受けられる制度(P.9)を設けています。(連絡先等 : p.52 参照)

○ 民間被害者支援団体

都道府県には、被害者を支援する民間被害者支援団体(全国被害者支援ネットワーク加盟の被害者支援センター)があります。こちらでは被害者に理解のある弁護士と協力関係にあります。(連絡先等 : p.51 参照)

○ 犯罪被害者支援弁護士フォーラム

犯罪被害者の立場に立ち、法律を分かりやすく説明することに心がけ、被害者の権利と利益を守っていくことや、犯罪被害者支援に必要な法律について研究を行っている団体です。(連絡先等 : p.52 参照)

○ 当事者や遺族の作る被害者団体

被害者や遺族が作った被害者団体は、各地域に存在しています。被害者団体の中には、弁護士と協力関係にある場合もありますので、被害者団体から、被害者に理解のある弁護士を紹介してもらうことも期待できるでしょう。警察庁のホームペー

ジの「犯罪被害者団体（自助グループ）」（連絡先等 :p.59 参照）や自賠責保険・共済ポータルサイトの「被害者団体の相談窓口」（連絡先等 :p.62 参照）などに被害者団体ホームページへのリンクがあります。

○ 各都道府県等の交通事故相談所

各都道府県、政令指定都市等に設置されている「交通事故相談所」では、交通事故における示談、損害賠償請求、過失割合などのさまざまな問題にかかる相談を受けつけています。「交通事故相談所」では、専門の相談員が相談を受けております。（連絡先等 :p.52 参照）

3) 問い合わせた結果の記録

年月日 (予定日)	問い合わせ先 (担当者名)	内 容



コラム⑦「弁護士の選び方と面接時のポイント」

一般社団法人 関東交通犯罪遺族の会 代表理事

途切れない支援を被害者と考える会 副代表 小沢 樹里

私達家族は犯罪被害者となり、3つの罪名で4人の加害者と刑事裁判を経験しました。その時、弁護士探しを30箇所以上しました。経験上、弁護士は、被害者に対し法律用語や手続きを分かりやすく説明してくれました、しかしながら弁護士なら誰でもいいわけではありません。

弁護士との相性の基準は人それぞれですが、弁護士と相談者という関係はさておき、「人間的に一緒にご飯を食べてもいいと思える人か?」「事件の後も長くお付き合いしたいと思える人か?」というのも一つの基準だと思います。被害者や家族・遺族として、裁判に立ち向かうには、多くの辛さと不安の連続です。信頼出来る弁護士と出会い、安心材料を増やしましょう。

【弁護士の選び方や注意点】

初めて弁護士を選ぶ時や、意見の相違などから改めて弁護士を選ぶ時に気をつけることなどをまとめてみました。刑事裁判も民事裁判でも弁護士の役割が大きいのでぜひ確認してみてください。

- ① 話しやすさ、相談のしやすさ、お人柄などを実際にあって雰囲気なども確認する。
- ② 弁護士事務所の営業時間、メールや電話を含め、何時まで連絡がとれるのかを確認する。事務所によっては、17時以降は一切連絡が取れなくなるなど、自分の生活リズムとあっているかを確認する。
- ③ 一番よくあるのは『知り合ひまたは会社の弁護士に頼んだ』です。これが経験上、最も問題が起きるケースです。弁護士にも得意・不得意があります。例えば離婚に強い、企業法務に強いなどです。犯罪被害者支援への理解や被害者参加の経験の有無について、相談段階でお伺いしましょう。
- ④ ホームページ上での「交通事故に強い弁護士」は、加害者側が圧倒的に多いです。
- ⑤ 弁護士面談は2人～3人に行き、違いや相性をみてみましょう。弁護士面談は有料ですが、裁判の時に安心して相談・決断できる為の大切な時間と考えてください。
- ⑥ 弁護士への接し方については、周りの意見や口コミなどを参考にしてみると良いと思います。
- ⑦ 刑事裁判でも民事裁判でも、被害者参加に強く、被害者の法律に詳しい弁護士に依頼しましょう。家族に説明する時、法律の話は複雑ですが、弁護士に分かりやすく説明してもらえば良いですし、刑事裁判では、被害者参加への理解に長けている弁護士がいて、意見陳述や加害者への質問、被害者論告など、当事者や家族・遺族が伝えたいことを裁判で効果的に行うことができます。
- ⑧ **一番怖いと思うのは、刑事裁判を軽視(無視)する弁護士です。「被害者参加しても意味がない。」「被害者参加してもやることはないし、刑も変わらない。」「被告人の立場もあるのだから、あまりキツイことを言っってはいけない。」「民事のついでにやるから、刑事裁判は無料でいいですよ。」**などと言うのは、被害回復には、刑事裁判も重要な役割をもっていることを理解していない弁護士だからです。

※ 52 ページに犯罪被害者専用の弁護士 HP が記載されています。

【弁護士との面接時の事前準備とポイント】

精神的にも人に伝える事はとても辛く、当日、不安でも客観的に伝えられる工夫をしてみましょう。例えば、以下のようなことが考えられます。

- ① 交通事故被害者ノートを活用してみる(被害の状況が書かれており、交通事故の状況や家族構成などを見せることで説明時間が短縮できるので、本題に入りやすいです。)
- ② 一人だけではなく家族や友人とも相談して、質問や疑問、不安などをまとめたメモを作っておく。
- ③ 新聞の切り抜きやネットで報道されたものや事故現場の地図(グーグルマップなど)印刷したもの。
- ④ 警察や検察とのやり取り、担当者名を伝える。裁判中や裁判直前の場合、それを最初に伝える。(交通被害者ノートに記載しておくとも良いです。)
- ⑤ 金銭的に困っている時、正直に伝えてみましょう。

どうかおひとりで抱えないでください、家族であってもこの大きな裁判という課題に向き合うことは大変なことです。支援者をたくさん見つけて「安心」を作ってください。

E-2. 警察

交通事故後、最初に関わるのは警察です。事故の届出をし捜査しているか確認しましょう。相手方が出していなければ、必ず被害者から出し、遠慮せず、不安や理解できないことなども伝え、適切な支援を受けつつ捜査を進めてもらいましょう。

- 「B. さまざまな支援(8~12 ページ)」も参考に、支援してくれる誰かとともに動いてみましょう。

E-3. 実況見分時の注意点

実況見分とは、捜査機関が、事故の現場等において、その状況を写真撮影したり、事故の当事者等に説明を求めるなどして、事故の状況を明らかにするものです。その上で、捜査機関が作成した実況見分調書は、裁判の証拠となることがあります。

- けがや死亡の場合、必ず人身に切り替えて捜査をしてもらいましょう。なお、人身事故への切り替え手続きについては、担当警察署にご確認ください。

1) 苦しくなるかも

実況見分を見ていたり、自分なりに交通事故を検証したりすると、交通事故を思い出して苦しくなるかもしれません。少しでも負担を軽くするため、1人で動かず、支援者と一緒にいるようにしてみましょう。

- 実況見分の時には、支援者に横にいてもらえないかなど、担当の警察官に希望を伝えてみましょう。

2) 確認しよう

被害者がけがまたは死亡したとき、実況見分に行けないときは、友人や家族にビデオや写真等で現場の状況を撮影してもらい、後で確認を行えるようにするとよいです。

- 早い段階で被害者側に弁護士がつくと、こちらの意図をわかりやすく伝えられるようになります。



E-4. 事情聴取及び調書作成時の注意点

警察や検察庁においては、当事者からの事故の状況等についての聞き取り(事情聴取)が行われるほか、その関係者に対しても事情聴取が行われることがあります。その内容をまとめた供述調書は、裁判になった場合、証拠として提出されることがあります。分からないことは聞き直したり、質問してください。

- 供述調書の内容が分かりにくいと感じることがあるかもしれません。遠慮せず内容をしっかり確認してからサインしましょう。記憶が不安定な時には、そのことを伝え、思い出したらすぐに伝えましょう。
- 捜査官等に話したいことや聞きたいこと、事情聴取の後、話した日時、相手、場所、話した内容、疑問点をメモしてみましょう。

E-5. 証拠さがし

証拠は警察がさがすものですが、証拠が足りないこともあります。証拠さがしは専門的なことが多いので、支援者や弁護士、交通事故鑑定人などに相談をしてみましょう。一人で動くときは、無理は禁物です、つらくなったら支援者に相談してみましょう。

- 例えば、事故現場付近の防犯カメラ、バスやタクシー等のドライブレコーダー、SNSなどに目撃情報がないかをさがしてみましょう。
- 防犯カメラやドライブレコーダーの映像は、短時間で消されてしまいますので、証拠となりそうなものが写っているかと思ったら、防犯カメラ等の持ち主に消さないようお願いして、早めに警察に連絡することが大事です。
- ブログを作り、目撃情報を募集してもよいかもしれません。画像を見つけたときはスクリーンショットをしましょう。
- 目撃者をさがすときは、相手方の関係者につながってしまう時もありますので、無理をせず警察や支援者に相談しましょう。

E-6. 検察庁

原則として、検察官が起訴しなければ、刑事裁判は行われません。そのため、検察官に事故状況等を説明し理解してもらうことは、相手方の適正な処罰のためにとっても重要です。疑問や要望は検察官に伝える、または弁護士に伝えましょう。

- 「B. さまざまな支援(8~12ページ)」も参考に、支援してくれる誰かとともに動いてみましょう。
- 預けた証拠品は、捜査や裁判で必要がなくなったら返却されます。なお、証拠品の処分を依頼することもでき、プライバシーを損なうような証拠品を廃棄処分する場合には立ち会うこともできます。
- 証拠品の押収があった場合、押収物の目録が交付されますが、預けた証拠品のリストを自分自身でも作成しておく、返却されていないものがないか等の確認ができるようになります。

E-7. 裁判に参加するとき

裁判所は、証拠に基づき公平に裁判を執り行うところです。

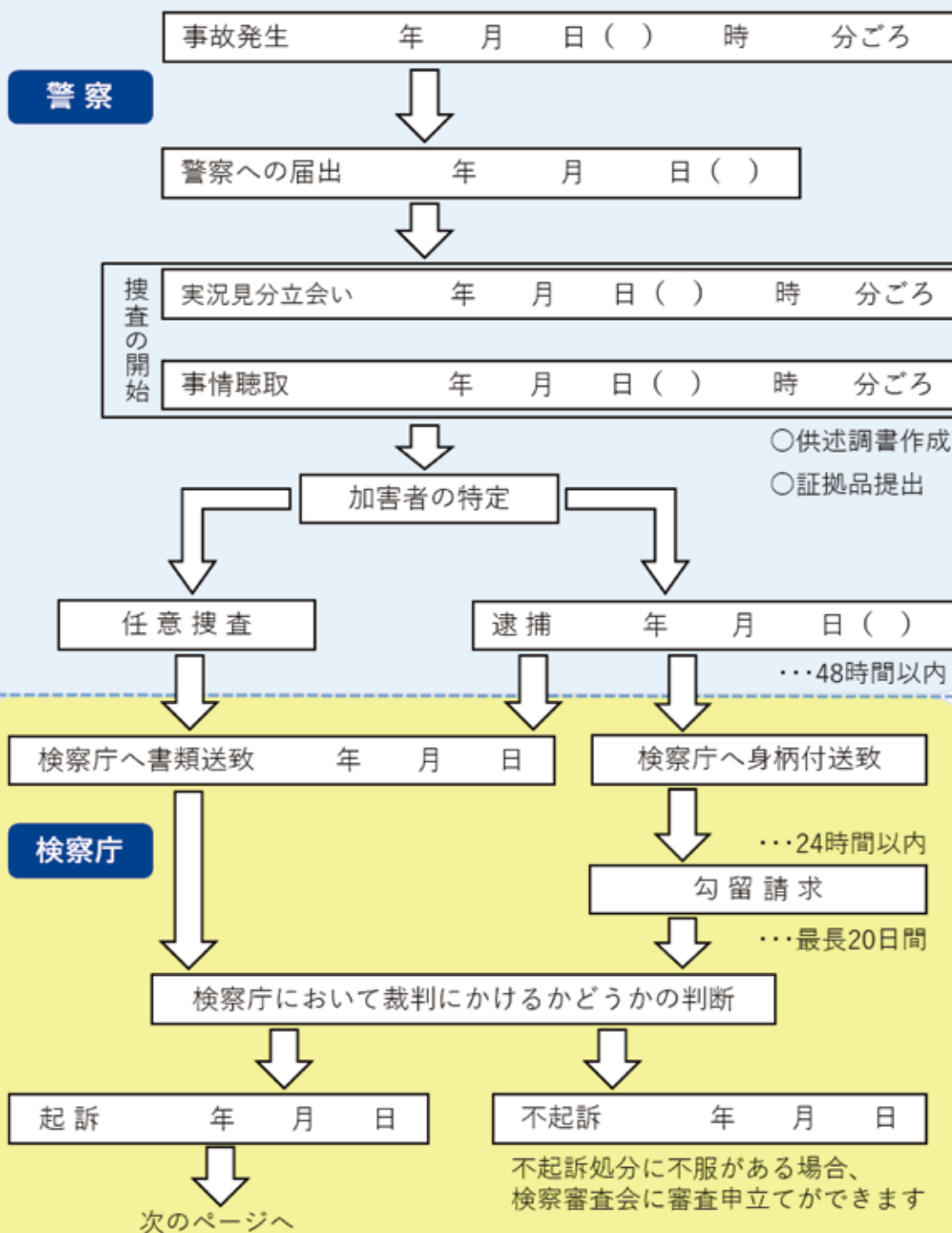
被害者は、刑事裁判において、証人として証言することがあるほか、被害者の心情に関する意見陳述制度や被害者参加制度を使うことができます場合があります。証人として証言する場合、不安や緊張を緩和するため、付添人を付けるなどの措置をとることができる場合があります。弁護士とともに気持ちに無理のない関わり方を相談してみましょう。

- 裁判所はとても緊張するので事前に裁判傍聴をすると雰囲気わかり、少し落ち着いてご自身の裁判に参加できます。
- 裁判中は紙にメモをとることができます。
- 会社勤めの場合には、裁判に出廷するため年次休暇を取得することになりますが、お勤めの会社で犯罪被害者等休暇制度を導入している場合には、その休暇制度も利用することができますので、一度、人事や総務の担当者に犯罪被害者等休暇制度について確認してみましょう。



E-9. 警察、検察庁、裁判の流れ

交通事故での手続きの流れ



手続きに沿ってペンやマーカーなどで矢印に色をつけてください

検察庁

起 訴

略式命令請求

公判請求

※被害者参加の申出

裁判所

公判前整理手続きが行われる場合もある

公 判 年 月 日

- 証人出廷
- 在廷
- 意見陳述
- 傍聴

※犯罪被害者保護制度

冒頭手続

証拠調べ手続

証人尋問

弁論手続

結 審

判 決 年 月 日

(控訴・上告の場合あり)

略式命令(罰金)

裁 判 確 定 年 月 日

コラム⑧「刑事司法における被害者側の弁護士の役割と必要性」

弁護士 山崎 勇人

悪質な交通事故（ひき逃げ、酒酔い運転等）の被害に遭ったとき、被害者ご本人ないしそのご家族（以下、これらの方を総称して、単に「被害者」といいます。）はどのようなことを望まれるでしょうか。

事故によって被った損害を加害者に償ってほしいと望まれるのは当然として、悪質な交通事故の被害に遭った場合には、これに加えて、犯罪事実を明らかにし、加害者がきちんと処罰されることを望まれるということも少なくないはずです。

この加害者の処罰に関する制度や手続が刑事司法といわれるものですが、刑事司法においては、複雑なルールが多岐にわたって存在し、このルールに従って手続を進めて行かなければなりません。それゆえ、一般の方にとっては、刑事司法はよく分からないものであるというイメージが強く、結局、警察官や検察官に任せるしかないと考えてしまいがちです。実際、被害を受けても刑事裁判への関与は特に希望しないという被害者が多いのはそのためだと思われます。

しかしながら、近年、刑事司法は大きく変わり、刑事手続において被害者ができることは格段に増えました。

例えば、捜査に疑問があるのであれば、刑事裁判が始まる前に、検察官に質問したり、補充捜査を求めたりすることができるようになりました。また、刑事裁判が始まった後は、裁判において、加害者（被告人）に対し、自分が疑問に感じていることをストレートにぶつけて直接問い質すことができるようになりました。そして、裁判の最後には、被害者の心情を裁判官（や裁判員）に直接聞いてもらったり（心情に関する意見陳述）、検察官の論告求刑とは別に、「加害者に対しては、〇〇〇という刑を言い渡してください。」というように、裁判官（や裁判員）に対して直接意見を述べたりすることもできるようになりました。

このように、現在では、刑事手続に被害者が積極的に関与できるようになっており、実際に刑事裁判に関与したいという被害者も増えてきています。

ただ、上記のとおり、刑事司法は専門家でないといけない部分も多いため、被害者が自ら手続を行うというのは、事実上、困難であり、現実には弁護士の手助けが必要なことが多いといえます。

また、刑事手続の流れの中で、検察官（捜査段階では警察官も）が被害者のためにいろいろ配慮して、フォローしてくれることも多いですが、検察官は個別事件における被害者の代理人ではなく、あくまで公益の代表者という立場にありますので、被害者から見ると「もっと被害者側に寄り添って考え、動いてほしい。」と感じ、もどかしい気持ちになることもあると思います。

そのため、被害者が刑事手続に直面した場合には、なるべく弁護士に相談されるのがよいと思います。被害者から依頼を受けた弁護士は、完全に被害者側の立場であり、法の許す範囲内で可能な限りその被害者のために活動し、いろいろな選択肢を示した上で、その被害者にとって最も良い結果を得られるよう支援してくれるはずです。

実際、被害者の代理人となった弁護士は、被害者の良き相談相手として被害者に寄り添うだけでなく、被害者に代わって、①刑事司法に携わる関係諸機関（警察、検察庁及び裁判所など）とのやりとり、②加害者側から示談や被害弁償の申出があった場合の対応、③マスコミ対応（取材への対応等）、などを行いますので、これによって被害者の負担が軽減されることが大いに期待できます。

なお、弁護士に依頼する場合には費用が掛かりますので、この点を心配される方も多いと思いますが、弁護士費用の支払を援助する制度（犯罪被害者法律援助、国選被害者参加弁護士制度等。詳細は、法テラスのHP（p.52 参照）等をご参照ください。）もありますので、ご自身だけで悩まずにまずは弁護士にご相談いただくのがよいと思います。

E-10. 相手方側の保険会社や弁護士などとのやり取り

相手方やその家族、相手方側の保険会社や弁護士などの関係者が連絡や訪問の意思を伝えてくることがあります。相手方らと会うことで、自身の気持ちがすっきりしたり、相手方の本音を聞けるかもしれません。

- 連絡先を教えたくなければ、そのように警察または弁護士に伝えてみましょう。
- 面会は慎重に考えましょう。相手方から面談の依頼があった場合には、お断りしても問題ありません。会いたくなければ、会わなくてもよいのです。
- 会いにくることに不安があるようなら、最寄りの警察署に相談してみましょう。警察に相談するときは、支援者や弁護士と一緒に行くこともできます。
- 来訪で危険を感じたら、すぐに 110 番通報をしましょう。その後も、不安なら警察にパトロールを依頼してもよいでしょう。



1. 加害者側を知る

加害者側とのやりとりは心身ともに相当の負担ですが、解決のためには避けて通ることができない場面もあります。

どのように対応すべきか、まずは、加害者側の立場を知っておく必要があります。加害者側は、良くも悪くも加害者としての責任を尽くすため被害者に接触してくるからです。

2. 加害者の責任

加害者側がどんな立場にあるのかは、加害者に生じる責任と表裏の問題です。

加害者の責任は、道義的責任と法的責任に分かれます。

道義的責任とは、法的責任が生じるかどうかはともかく、人としてのあり方、心の問題です。加害者として誠意を尽くすかどうか、これが道義的責任です。

法的責任には、①被害者の損害について賠償金を支払う民事責任、②刑罰を受ける刑事責任、③免許取消しなどの行政上の制裁を受ける行政責任、に分かれます。民事責任は、加害者側と被害者側の話し合いによる示談が成立したとき、当事者間で解決しないときは、ADR、調停、裁判などで解決することになります。刑事責任や行政責任は、国や行政が決める責任です。

3. 道義的責任

加害者側から謝罪があった、お見舞いに来た、というのは、加害者側が道義的責任を尽くそうとしていることです。被害者側としては、自身の気持ちに素直に無理せず、対応すればいいと思います。

なお、道義的責任と法的責任は別なので、道義的責任が決め手となって法的責任が決まるといったことはありませんが、加害者側の対応が酷い場合には慰謝料が増額される、加害者側が十分に誠意を尽くしたら刑事事件で有利な情状として斟酌されるなど、道義的責任が法的責任に影響を及ぼすこともあります。

4. 民事責任

加害者本人、あるいは、加害者側が加入していた保険会社（共済も同じです）、弁護士から、損害賠償金について連絡があるのは、加害者が民事責任を尽くそうとしていることです。

被害者側に連絡が来るのは、示談代行サービスが付いている任意保険の保険会社であり、自賠責保険ではありません。また、弁護士も、加害者の「代理人」との肩書きが付されているのが一般的です。「弁護人」は刑事事件の弁護士です。

理屈のうえでは示談成立、判決確定など、民事責任が確定した時に賠償金を得ることになりますが、全体解決の前でも、治療費など事故によって必要となった突然の支出とか、休業損害など事故によって得られなくなった収入などは、先に内払いを求めることは可能です。

損害賠償額については、裁判例などから基準、目安があることは確かです。相手方との過失割合も裁判所が公表している基準があります。とはいえ、それぞれの事故によって事情は異なります。示談をすると、それ以上の請求はできなくなるので、慎重に示談をする必要があります。電話、面接など無理のないところから気軽に法律相談を利用されることをお勧めしております。

また、被害者本人ないし家族が自動車保険等に加入している場合、自身の保険に傷害保険金などを請求することができたり、法律相談の費用や、被害者代理人として加害者と交渉してもらう弁護士の費用等を保険で払ってもらえることもあります。被害者側の保険もよく調べる必要があります。

5. 刑事責任

刑事責任は、国が犯罪者に刑罰を科すものであり量刑は裁判所が決めますが、有利な情状として斟酌してもらうため、事故を起こした加害者や「弁護人」である弁護士から、謝罪文が届いたり、示談を勧められたり、嘆願書を求められることがあります。加害者にはどのような刑罰が適当であると考えているのかによって、対応を変えればいいと思います。

弁護士は、弁護人として犯罪者を弁護するだけでなく、被害者救済のため被害者代理人としても活動していますので、被害者としての法律相談なども当然可能です。

6. 行政責任

行政責任も、事故の内容、違反歴等によって行政が責任を決めますが、ときどき、加害者側から、免許停止になると困るから事故を警察に届けなくて欲しいとか、人身事故扱いにしないで欲しいと言われたとの話を耳にします。しかし、交通事故が生じたのであれば、きちんと警察に届けるべきですし、怪我したのであれば人身事故として届出るべきです。事実は事実です。事実と異なる対応をしていると、損害賠償を請求するにあたって予想外の不利益が生じることもありえます。

7. 被害者側

加害者側に、保険会社、代理人弁護士、弁護人がついてるように、被害者側にも、保険に入っていれば、自身の保険会社、代理人弁護士がついています。保険に入っていないなくても、被害者支援機関を利用することは可能です。ご自身で抱え込むことなく、いろいろな支援を広く求めていただきたいと思います。

〇×E

A series of horizontal dashed lines for writing, with a large, faint, pink floral watermark in the center.

F. 支援者や窓口の連絡先について

交通事故にあったあと、さまざまな方と関わることになります。支援者や担当者の名

	機関・組織名	担当者名	連絡先	年月日
支援者 (民間支援 団体 など)				
弁護士				
行政機関 (市区町村 保健所 児童相談所 学校 社会福祉 協議会 など)				
医療機関 保健所				



前、連絡先について記録しましょう。









	機関・組織名	担当者名	連絡先	年月日
保険会社				
警察署				
検察庁	捜査担当			
	公判担当			
	被害者ホットライン			
裁判所				
その他				








G.利用できる制度の窓口について

【注意事項】

- ☎は「電話番号」、🕒は「受付時間」を表します。
- フリーダイヤル(0120からはじまる電話番号)以外は、通話料がかかります。
- 「平日」は月曜～金曜であり、祝日・年末年始を含みません。

【G-1.交通事故関連】

手続き・内容	連絡先のホームページ・受付時間など
交通事故証明書 ▶6 ページ	・自動車安全運転センター [安全センター 事故証明書]で検索 https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/113/Default.aspx 
警察における支援 ▶8 ページ	・警察庁犯罪被害者等施策ホームページ [警察庁 犯罪被害者支援]で検索 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/ 
検察庁等における支援 ▶8 ページ	[法務省 犯罪被害者の方々へ]で検索 http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html  ・被害者ホットライン [被害者ホットライン]で検索 https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-9.html  法務省のホームページ https://www.moj.go.jp/  検察庁のホームページ http://www.kensatsu.go.jp/top.shtml 
都道府県や市区町村における支援 ▶9 ページ	・警察庁犯罪被害者等施策ホームページ [あなたの街の支援]で検索 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/machi/index.html 
民間被害者支援団体 (被害者支援センター) ▶10 ページ ▶35 ページ	・(公社)全国被害者支援ネットワーク [全国の被害者支援センター]で検索 https://www.nnvs.org/shien/list/  ※ 民間被害者支援団体(被害者支援センター)の活動内容については、各民間被害者支援団体のホームページ(メニュー:全国の支援センター)をご覧ください。 ※ お住まいの都道府県の民間被害者支援団体(被害者支援センター)に電話でご相談ください。 ※ 支援内容は民間被害者支援団体によって異なります。詳細は各民間被害者支援団体のホームページをご覧ください。

<p>損害賠償や高次脳機能障害に関する無料相談、示談あつ旋等 ▶35 ページ</p>	<p>・(公財)日弁連交通事故相談センター 交通事故相談センター で検索 https://www.n-tacc.or.jp ☎ 0120-078325 (弁護士による無料電話相談、10分程度) 🕒 10:00～19:00 ※無料面談相談のご予約は各相談所までお問い合わせください。一人30分程度、原則として5回まで相談可能です。</p> 
<p>法制度や相談窓口の情報提供、法律相談、弁護士費用等の立替え等 ▶11 ページ ▶35 ページ</p>	<p>・日本司法支援センター(法テラス) 法テラス で検索 https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien/ <small>(犯罪被害者支援ガイド) <small>なくことないよ</small></small> ☎ 0120-079714 ☎ 03-6745-5601 (IP 電話用) 🕒 9:00～21:00 (平日)、9:00～17:00 (土曜)</p> 
<p>法テラスにおける支援 ▶9 ページ ▶11 ページ ▶35 ページ</p>	<p>・日本司法支援センター(法テラス) 法テラス で検索 https://www.houterasu.or.jp/site/higaishashien/ <small>(犯罪被害者支援ガイド) <small>なくことないよ</small></small> ☎ 0120-079714 ☎ 03-6745-5601 (IP 電話用) 🕒 9:00～21:00 (平日)、9:00～17:00 (土曜)</p> 
<p>弁護士紹介の支援 ▶35 ページ</p>	<p>・犯罪被害者支援弁護士フォーラム 犯罪被害者支援弁護士フォーラム で検索 https://www.vs-forum.jp</p> 
<p>交通事故に関する一般的な相談 ▶8 ページ ▶36 ページ</p>	<p>・交通事故相談所 ※ お問い合わせ先は、お住まいの都道府県、市区町村の交通事故担当部署にご確認ください ・交通安全活動推進センター ※ お問い合わせ先は、お住まいの都道府県の交通安全活動推進センターにご確認ください。</p>
<p>自賠償保険(共済)の支払いに関する紛争処理</p>	<p>・(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構 紛争処理機構 で検索 https://www.jibai-adr.or.jp ☎ 0120-159-700 🕒 9:00～12:00、13:00～17:00</p> 
<p>損害保険に関する相談、損害保険会社とのトラブルに関する相談</p>	<p>・(一社)日本損害保険協会 そんぽ ADR センター ADR センター で検索 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html ☎ 03-4332-5241 🕒 9:15～17:00 (平日) ※受付日時は、月～金曜日(祝日・休日および 12/30～1/4 を除く)の午前 9 時 15 分～午後 5 時です。 ※電話会社の通話無料サービスや料金プランの無料通話は適用されません。 ※電話リレーサービス、IP電話からは、HP掲載の直通電話へおかけください。</p> 
<p>損害賠償の法律相談、和解あつ旋・審査に関する相談</p>	<p>・(公財)交通事故紛争処理センター 紛争処理センター で検索 https://www.jcstad.or.jp/ ※ 以下の電話番号より電話による利用申し込みの予約が必要です ☎ 03-3346-1756 (東京本部) ☎ 052-581-9491 (名古屋支部) ☎ 011-281-3241 (札幌支部) ☎ 06-6227-0277 (大阪支部) ☎ 022-263-7231 (仙台支部)</p> 

	☎ 082-962-5421 (広島支部) ☎ 087-822-5005 (高松支部) ☎ 092-721-0881 (福岡支部) ☎ 048-650-5271 (さいたま相談室) ☎ 076-234-6650 (金沢相談室) ☎ 054-255-5528 (静岡相談室) 🕒 9:00~12:00、13:00~17:00平日)
損害保険会社等に関する苦情、トラブルの相談	<p>・(一社)保険オンブズマン</p> <p>保険オンブズマン で検索</p> <p>https://www.hoken-ombs.or.jp/</p> <p>☎ 03-5425-7963</p> <p>🕒 9:00~12:00、13:00~17:00</p>



G-2.医療関連

手続き・内容	連絡先のホームページ・受付時間など
医療に関する相談	<p>・医療安全支援センター</p> <p>※ お問い合わせ先は、お住まいの都道府県及び保健所を設置する市、特別区の医療担当部署にご確認ください。</p>

G-3.福祉関連






手続き・内容	連絡先のホームページ・受付時間など																																								
<p>高次脳機能障害に関する相談</p> <p>▶18 ページ</p>	<p>・各都道府県の高次脳機能障害支援拠点機関</p> <p>○北海道</p> <table border="0"> <tr><td>北海道大学病院</td><td>☎ 011-716-1161</td></tr> <tr><td>NPO 法人コロポックルさっぽろ</td><td>☎ 011-858-5600</td></tr> <tr><td>NPO 法人 Re~らぶ</td><td>☎ 011-868-7844</td></tr> <tr><td>こころのリカバリー総合支援センター</td><td>☎ 011-861-6353</td></tr> <tr><td>北海道渡島保健所</td><td>☎ 0138-47-9547</td></tr> <tr><td>北海道江差保健所</td><td>☎ 0139-52-1053</td></tr> <tr><td>北海道八雲保健所</td><td>☎ 0137-63-2168</td></tr> <tr><td>北海道江別保健所</td><td>☎ 011-383-2111</td></tr> <tr><td>北海道千歳保健所</td><td>☎ 0123-23-3175</td></tr> <tr><td>北海道倶知安保健所</td><td>☎ 0136-23-1957</td></tr> <tr><td>北海道岩内保健所</td><td>☎ 0135-62-1537</td></tr> <tr><td>北海道岩見沢保健所</td><td>☎ 0126-20-0100</td></tr> <tr><td>北海道滝川保健所</td><td>☎ 0125-24-6201</td></tr> <tr><td>北海道深川保健所</td><td>☎ 0164-22-1421</td></tr> <tr><td>北海道室蘭保健所</td><td>☎ 0143-24-9847</td></tr> <tr><td>北海道苫小牧保健所</td><td>☎ 0144-34-4168</td></tr> <tr><td>北海道浦河保健所</td><td>☎ 0146-22-3071</td></tr> <tr><td>北海道静内保健所</td><td>☎ 0146-42-0251</td></tr> <tr><td>北海道上川保健所</td><td>☎ 0166-46-5992</td></tr> <tr><td>北海道名寄保健所</td><td>☎ 01654-3-3121</td></tr> </table>	北海道大学病院	☎ 011-716-1161	NPO 法人コロポックルさっぽろ	☎ 011-858-5600	NPO 法人 Re~らぶ	☎ 011-868-7844	こころのリカバリー総合支援センター	☎ 011-861-6353	北海道渡島保健所	☎ 0138-47-9547	北海道江差保健所	☎ 0139-52-1053	北海道八雲保健所	☎ 0137-63-2168	北海道江別保健所	☎ 011-383-2111	北海道千歳保健所	☎ 0123-23-3175	北海道倶知安保健所	☎ 0136-23-1957	北海道岩内保健所	☎ 0135-62-1537	北海道岩見沢保健所	☎ 0126-20-0100	北海道滝川保健所	☎ 0125-24-6201	北海道深川保健所	☎ 0164-22-1421	北海道室蘭保健所	☎ 0143-24-9847	北海道苫小牧保健所	☎ 0144-34-4168	北海道浦河保健所	☎ 0146-22-3071	北海道静内保健所	☎ 0146-42-0251	北海道上川保健所	☎ 0166-46-5992	北海道名寄保健所	☎ 01654-3-3121
北海道大学病院	☎ 011-716-1161																																								
NPO 法人コロポックルさっぽろ	☎ 011-858-5600																																								
NPO 法人 Re~らぶ	☎ 011-868-7844																																								
こころのリカバリー総合支援センター	☎ 011-861-6353																																								
北海道渡島保健所	☎ 0138-47-9547																																								
北海道江差保健所	☎ 0139-52-1053																																								
北海道八雲保健所	☎ 0137-63-2168																																								
北海道江別保健所	☎ 011-383-2111																																								
北海道千歳保健所	☎ 0123-23-3175																																								
北海道倶知安保健所	☎ 0136-23-1957																																								
北海道岩内保健所	☎ 0135-62-1537																																								
北海道岩見沢保健所	☎ 0126-20-0100																																								
北海道滝川保健所	☎ 0125-24-6201																																								
北海道深川保健所	☎ 0164-22-1421																																								
北海道室蘭保健所	☎ 0143-24-9847																																								
北海道苫小牧保健所	☎ 0144-34-4168																																								
北海道浦河保健所	☎ 0146-22-3071																																								
北海道静内保健所	☎ 0146-42-0251																																								
北海道上川保健所	☎ 0166-46-5992																																								
北海道名寄保健所	☎ 01654-3-3121																																								

北海道富良野保健所	☎	0167-23-3161
北海道留萌保健所	☎	0164-64-8327
北海道稚内保健所	☎	0162-33-3703
北海道北見保健所	☎	0157-24-4171
北海道網走保健所	☎	0152-41-0698
北海道紋別保健所	☎	0158-23-3108
北海道帯広保健所	☎	0155-26-9084
北海道釧路保健所	☎	0154-65-5811
北海道根室保健所	☎	0153-23-5161
北海道中標津保健所	☎	0153-72-2168
○青森県		
(一財)黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	☎	0172-28-8220
(公財)シハ・リハビリテーション協会メディカルコート八戸西病院	☎	0178-28-5252
○岩手県		
いわてリハビリテーションセンター	☎	019-692-5800
○宮城県		
宮城県リハビリテーション支援センター	☎	022-784-3588
東北医科薬科大学病院	☎	022-259-1221
仙台市障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)	☎	022-771-6511
○秋田県		
秋田県立病院機構リハビリテーション・精神医療センター	☎	018-892-3751
○山形県		
国立病院機構山形病院	☎	023-681-3394
山形県庄内高次脳機能障がい者支援センター (鶴岡協立リハビリテーション病院内)	☎	0235-57-5877
○福島県		
総合南東北病院	☎	024-934-5680
あづま脳神経外科病院	☎	024-544-3650
会田病院	☎	0248-42-2370
竹田総合病院	☎	0242-29-9898
南相馬市立総合病院	☎	0244-22-3185
常磐病院	☎	0246-81-5522
○茨城県		
茨城県高次脳機能障害支援センター	☎	029-887-2605
志村大宮病院	☎	0295-53-1111
立川記念病院	☎	0296-77-7211
筑波記念病院	☎	029-864-1212
古河総合病院	☎	0280-47-1010
白十字総合病院	☎	0299-92-3311
○栃木県		
栃木県障害者総合相談所	☎	028-623-6114
栃木県立リハビリテーションセンター	☎	028-623-6101
足利赤十字病院	☎	0284-21-0121
国際医療福祉大学病院	☎	0287-37-2221
栃木県医師会塩原温泉病院	☎	0287-32-4111
真岡中央クリニック	☎	0285-82-2245
リハビリテーション花の舎病院	☎	0280-57-1200

○群馬県	
前橋赤十字病院	☎ 027-265-3333
○埼玉県	
埼玉県高次脳機能障害者支援センター	☎ 048-781-2236
春日部厚生病院	☎ 080-8181-4148
霞ヶ関南病院	☎ 049-232-1313
埼玉県済生会鴻巣病院	☎ 048-596-2221
○千葉県	
千葉県千葉リハビリテーションセンター	☎ 043-291-1831
旭神経内科リハビリテーション病院	☎ 047-385-5566
亀田リハビリテーション病院	☎ 04-7093-1400
地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院	☎ 0479-63-8111
○東京都	
東京都心身障害者福祉センター	☎ 03-3235-2955
○神奈川県	
神奈川県総合リハビリテーションセンター	☎ 046-249-2602
○新潟県	
新潟県精神保健福祉センター	☎ 025-280-0114
○山梨県	
山梨県高次脳機能障害者支援センター	☎ 055-262-3121
○長野県	
長野県立総合リハビリテーションセンター	☎ 026-296-3953
佐久総合病院	☎ 0267-82-3131
桔梗ヶ原病院	☎ 0263-54-0012
健和会病院	☎ 0265-23-3116
○岐阜県	
岐阜県精神保健福祉センター	☎ 058-231-9724
中部脳リハビリテーション病院	☎ 0574-66-5800
○静岡県	
社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター	
デイサービス伊東の丘きらめき	☎ 0557-36-6381
社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター	
障害者生活支援センターなかいずりハ	☎ 0558-83-2195
株式会社FantaG 相談支援事業所ふぁんた	☎ 0544-66-5251
社会福祉法人明光会 サポートセンターコンパス北斗	☎ 054-278-7828
株式会社T-OHANA ポノワークセンター	☎ 054-374-4938
社会福祉法人Mネット東遠相談支援事業所Mネット中東	☎ 0537-29-8970
社会福祉法人Mネット東遠相談支援事業所Mネット東遠	☎ 0537-28-9716
NPO法人えんしゅう生活支援net ワークセンター大きな木	☎ 053-420-6250
NPO法人えんしゅう生活支援net ワークセンターふたば	☎ 053-455-8226
○愛知県	
なごや高次脳機能障害支援センター	☎ 052-835-3814
特定非営利活動法人 高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」	
高次脳機能障害愛知県東部支援センター笑い太鼓	☎ 0532-34-6098
○三重県	
三重県身体障害者総合福祉センター	☎ 059-231-0155
○富山県	
富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター	☎ 076-438-2233
○石川県	
石川県リハビリテーションセンター	☎ 076-266-2860



○福井県	福井県高次脳機能障害支援センター(福井総合クリニック内)	☎ 0776-21-1300
○滋賀県	滋賀県高次脳機能障害支援センター	☎ 077-561-3486
○京都府	京都府リハビリテーション支援センター	☎ 075-221-2611
	京都市高次脳機能障害者支援センター	☎ 075-925-6256
	京都府北部リハビリテーション支援センター	☎ 0773-75-7556
○大阪府	障がい者医療・リハビリテーションセンター (大阪府高次脳機能障がい相談支援センター)	☎ 06-6692-5262
	堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター	☎ 072-275-5019
○兵庫県	兵庫県立総合リハビリテーションセンター	☎ 078-925-9262
○奈良県	奈良県障害者総合支援センター高次脳機能障害支援センター	☎ 0744-32-0205
○和歌山県	和歌山県障害児者サポートセンター	☎ 073-445-7314
○鳥取県	医療法人十字会 野島病院 高次脳機能センター	☎ 0858-27-0205
○島根県	エスポール出雲クリニック	☎ 0853-21-9779
	松江青葉病院	☎ 0852-21-3565
	松ヶ丘病院	☎ 0856-22-8711
○岡山県	川崎医科大学附属病院	☎ 086-462-1111
	社会福祉法人 旭川荘	☎ 086-245-7361
○広島県	広島県立障害者リハビリテーションセンター高次脳機能センター	☎ 082-425-1455
○山口県	山口県立こころの医療センター高次脳機能障害支援センター	☎ 0836-58-1218
○徳島県	徳島大学病院 高次脳機能障害支援センター	☎ 088-633-9107
○香川県	かがわ高次脳機能障害支援センター	☎ 087-883-8200
○愛媛県	松山リハビリテーション病院	☎ 089-975-7431
○高知県	高知県高次脳機能障害支援拠点センター青い空	☎ 090-6535-6370
○福岡県	福岡県障がい者リハビリテーションセンター	☎ 092-944-2011
	久留米大学病院	☎ 0942-35-3311
	産業医科大学病院	☎ 093-603-1611
	福岡市立心身障がい福祉センター	☎ 092-721-1611
○佐賀県	佐賀大学医学部附属病院	☎ 0952-34-3293
	佐賀県高次脳機能障害者相談支援センターぷらむ	☎ 0952-60-2636

	<p>○長崎県 長崎子ども・女性・障害者支援センター ☎ 095-844-5515</p> <p>○熊本県 熊本県高次脳機能障害支援センター ☎ 096-381-5142</p> <p>○大分県 農協共済別府リハビリテーションセンター ☎ 0977-67-1711 諏訪の杜病院 ☎ 0570-071277</p> <p>○宮崎県 宮崎県身体障害者相談センター ☎ 0985-29-2556 宮崎大学医学部附属病院 ☎ 0985-85-1510</p> <p>○鹿児島県 鹿児島県高次脳機能障害者支援センター ☎ 099-228-9568</p> <p>○沖縄県 沖縄リハビリテーションセンター病院 ☎ 098-982-1777 平安病院 ☎ 098-877-6467</p>
<p>労災保険 労災年金・労災介護 給付</p> <p>▶11 ページ ▶19 ページ</p>	<p>・労災保険、労災年金、労災介護給付 厚労省 労災補償 で検索  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/pamphletfaq.html</p> <p>・労災保険相談ダイヤル ☎ 0570-006031 🕒 8:30～17:15(平日)</p> <p>・労働基準監督署 労働基準監督署 所在地一覧 で検索  http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ ☎ 0570-006031 🕒 9:00～17:00(平日)</p>
<p>こどもの一時預かり ▶10 ページ</p>	<p>・一時保育、ファミリー・サポート・センター事業 ※ お問い合わせ先は、お住まいの市区町村にご確認ください。</p>
<p>遺族年金、障害年金 ▶11 ページ</p>	<p>・遺族年金(日本年金機構) 年金機構 遺族年金 で検索  https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/izokunenkin/jukyu-yoken/20150401-03.html</p> <p>・障害年金(日本年金機構) 年金機構 障害年金 で検索  https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html</p> <p>・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 🕒 8:30～17:15 (祝日除く、月曜は 19:00 まで、第 2 土曜は 9:30～16:00)</p> <p>・年金事務所、街角の年金相談センター 年金事務所 所在地一覧 で検索  https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/</p>

<p>生活資金の貸付や奨学金の貸与等 ▶11 ページ</p> 	<p>・生活福祉資金貸付制度 全社協 生活福祉資金 で検索 https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/index.html お住まいの地域の社会福祉協議会の所在地・連絡先は、 〇〇〇社会福祉協議会 で検索 ※ 〇〇〇の部分は、お住まいの市区町村名 お住まいの地域の社会福祉協議会のホームページがない場合は、全国社会福祉協議会のホームページ https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html または、都道府県社協 一覧 で検索 ※ 都道府県社会福祉協議会の連絡先を確認のうえ、都道府県社会福祉協議会に市区町村社会福祉協議会の所在地・連絡先を問い合わせてください。</p> <p>・母子・父子福祉資金貸付制度 ※ お問い合わせ先は、お住まいの市区町村の福祉担当窓口にご確認ください。</p> <p>・交通遺児等へ奨学金貸与（一部給付）制度（（公財）交通遺児育英会） 交通遺児育英会 で検索 https://www.kotsuiji.com/howto/index.html ☎ 0120-521-286 🕒 9:00～17:30（平日、5/2 除く）</p> <p>・奨学金貸与制度（（独）日本学生支援機構） 学生支援機構 で検索 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html ☎ 0570-666-301、03-6743-6100（IP 電話用） 🕒 9:00～20:00（平日）</p>
<p>交通遺児への育成給付金や生活資金等の支給 ▶11 ページ</p>	<p>・（公財）交通遺児等育成基金 育成基金 で検索 http://www.kotsuiji.or.jp/ikuseikikin.html ☎ 0120-16-3611、03-5212-4511 🕒 10:00～17:00（平日）</p>
<p>修学資金の支給 ▶11 ページ</p>	<p>・交通遺児修学資金支援事業（（一財）道路厚生会） 道路厚生会 で検索 https://www.douro-kouseikai.org/ ☎ 03-6674-1761 🕒 9:30～12:00、13:00～17:00（平日）</p>
<p>見舞金の給付 ▶11 ページ</p>	<p>・犯罪被害者支援条例に基づく見舞金の給付事業 ※ お問い合わせ先は、お住まいの都道府県や市区町村の犯罪被害者支援担当部署にご確認ください。</p>

自立支援医療制度や 障害者手帳の取得 ▶10 ページ ▶11 ページ	・障害福祉サービス、障害者手帳 ※ お問い合わせ先は、お住まいの市区町村の障害福祉担当部署にご確認ください。
心身の健康に関する 相談 ▶22 ページ	・精神保健福祉センター、保健所、市区町村保健センター ※ お問い合わせ先は、お住まいの市区町村の保健福祉担当部署にご確認ください。
こどもの心身の健康に 関する相談 ▶10 ページ ▶22 ページ	・こども家庭センター ※ お問い合わせ先は、お住まいの市区町村にご確認ください。 ・児童相談所 ☎ 0120-189-783（児童相談所相談専用ダイヤル）
障害福祉に関する相 談	・障害者相談支援事業 ※ お問い合わせは、お住まいの市区町村の障害福祉担当部署にご確認ください。
後遺障害を追われた お子さまの教育に関 する相談	・教育委員会、教育センター、特別支援教育センター ※ お問い合わせ先は、お住まいの市区町村の教育担当部署にご確認ください。

【G-4.当事者や遺族の作る被害者団体】

手続き・内容	連絡先のホームページ・受付時間など
当事者や遺族の作る 被害者団体 ▶35 ページ	・警察庁犯罪被害者等施策ホームページ 犯罪被害者団体 自助グループ で検索 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/jijo_top.html ・自賠責保険・共済ポータルサイト【被害者団体の相談窓口】 自賠責 被害者団体 で検索 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/accident/consultation/index.html

【G-5.自動車事故対策機構(ナスバ)】

手続き・内容	連絡先のホームページ・受付時間など
療護施設、介護料の 支給、交通遺児生活 資金の貸付等 ▶9 ページ	(独)自動車事故対策機構(ナスバ) ・本部 ☎ 03-5608-7560 ☎ 9:00~12:00、13:00~17:45（平日） ・交通事故被害者ホットライン ナスバ ホットライン で検索 https://www.nasva.go.jp/sasaeru/hotline.html ☎ 0570-000738 ☎ 03-6853-8002 (IP 電話用) ☎ 10:00~12:00、13:00~16:00（平日）

▶18 ページ

・療養施設(療護センター及び委託病床)

で検索<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/ryougo.html>

東北療護センター ☎ 022-247-1171
 千葉療護センター ☎ 043-277-0061
 中部療護センター ☎ 0574-24-2233
 岡山療護センター ☎ 086-244-7041
 中村記念病院 ☎ 011-231-8555(内線 460)
 府中病院 ☎ 0725-32-5622
 聖マリア病院 ☎ 0942-35-3322
 湘南東部総合病院 ☎ 0467-83-9111
 藤田医科大学病院 ☎ 0562-93-2111
 金沢脳神経外科病院 ☎ 076-246-5600
 松山市民病院 ☎ 089-913-0081
 茨城リハビリテーション病院 ☎ 0297-48-6157

▶11 ページ

・交通遺児等貸付制度

で検索<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/koutu.html>

▶9 ページ

・交通遺児等友の会

で検索<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/tomonokai.html>

▶11 ページ

・介護料の支給

で検索<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html>

▶11 ページ

・短期入院・入所費用助成

で検索<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/tanki.html>

▶9 ページ

・介護相談

で検索<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/soudankaigo.html>

▶9 ページ

・訪問支援

で検索<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/houmonshien.html>

▶9 ページ

・重度後遺障害者・介護者の交流会

で検索<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/kouryukai.html>

・介護者なき後への備え

で検索<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/oyanakiato/index.html>

▶9 ページ

・自動車事故被害者・遺族等団体による相談支援

ナスバ 相談支援 で検索



<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/soudan-shien.html>

支所電話番号

※主管支所、支所(沖縄以外)

(平日、土曜は第 1、3 週のみ開業、翌月曜は休業)







※沖縄支所

(平日)

🕒 8:30~12:00、
13:00~17:15

- 札幌主管支所 ☎011-218-8155
函館支所 ☎0138-88-1007 釧路支所 ☎0154-32-7021
旭川支所 ☎0166-40-0111
- 仙台主管支所 ☎022-204-9902
福島支所 ☎024-522-6626 岩手支所 ☎019-652-5101
青森支所 ☎017-739-0551 山形支所 ☎023-609-0500
秋田支所 ☎018-863-5875
- 新潟主管支所 ☎025-283-1141
長野支所 ☎026-480-0521 石川支所 ☎076-239-3207
富山支所 ☎076-421-1631
- 東京主管支所 ☎03-3621-9941
神奈川支所 ☎045-471-7401 千葉支所 ☎043-350-1730
埼玉支所 ☎048-824-1945 茨城支所 ☎029-226-0591
群馬支所 ☎027-365-2770 栃木支所 ☎028-622-9001
山梨支所 ☎055-262-1088
- 名古屋主管支所 ☎052-218-3017
静岡支所 ☎054-687-3421 岐阜支所 ☎058-263-5128
三重支所 ☎059-350-5188 福井支所 ☎0776-22-6006
- 大阪主管支所 ☎06-6942-2804
京都支所 ☎075-694-5878 兵庫支所 ☎078-271-7601
滋賀支所 ☎077-585-8290 奈良支所 ☎0742-32-5671
和歌山支所 ☎073-431-7337
- 広島主管支所 ☎082-297-2255
鳥取支所 ☎0857-24-0802 島根支所 ☎0852-25-4880
岡山支所 ☎086-232-7053 山口支所 ☎083-924-5419
- 高松主管支所 ☎087-851-6963
徳島支所 ☎088-631-7799 愛媛支所 ☎089-960-0102
高知支所 ☎088-831-1817
- 福岡主管支所 ☎092-451-7751
佐賀支所 ☎0952-29-9023 長崎支所 ☎095-821-8853
熊本支所 ☎096-322-5229 大分支所 ☎097-558-3155
宮崎支所 ☎0985-53-5385 鹿児島支所 ☎099-282-5435
沖縄支所 ☎098-916-4860

【G-6.自賠責保険・共済ポータルサイト】

手続き・内容	連絡先のホームページ・受付時間など
自賠責保険制度・政府保障事業等について ▶32 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・自賠責保険・共済制度 <input type="text" value="自賠責ポータルサイト 保険制度"/>で検索 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/overview/index.html ※ 「交通事故にあったときには」や「交通事故被害者ノート」の電子データをダウンロードできます。 
▶33 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・支払までの流れと請求方法 <input type="text" value="自賠責ポータルサイト 請求方法"/>で検索 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/procedure/index.html ・限度額と補償内容 <input type="text" value="自賠責ポータルサイト 補償内容"/>で検索 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/payment/index.html  
▶19 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・政府保障事業 <input type="text" value="自賠責ポータルサイト 政府保障事業"/>で検索 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/public_payment/index.html 
▶35 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入院・短期入所協力事業 <input type="text" value="自賠責ポータルサイト 怪我をしたとき"/>で検索 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/accident/injury/index.html 
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者団体の相談窓口 <input type="text" value="自賠責ポータルサイト 被害者団体の相談窓口"/>で検索 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/accident/consultation/index.html 



コラム⑩「ナスバで実施している事故防止対策や被害者援護業務について」

独立行政法人 自動車事故対策機構 (ナスバ)

○ 被害者援護業務～自動車事故被害者・ご家族の支援のために～

自動車事故を原因として重度の後遺障害を負われた方、介護に当たるご家族、保護者を失った生活困窮家庭の児童などの方々を支援するため、療護施設の設置・運営や在宅介護への支援(介護料の支給等)、中学校卒業までの交通遺児等の方への無利子の生活資金や友の会の運営などを行っています。

＜療護施設(病院)の設置・運営＞

自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療と看護を行う専門のナスバ療護施設(病院)を、全国12カ所で開催しています。

＜在宅介護への支援＞

自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する後遺障害を負われた方に介護料を支給し、訪問して介護相談を行うとともに、介護料受給者等の交流会を実施しています。



訪問支援の実施

＜交通遺児等への無利子貸付と「友の会」＞

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重度の後遺障害を残すこととなった家庭(生活困窮家庭)の中学校卒業までのお子様などを対象とした生活資金の無利子貸付を実施しているほか、友の会を運営し、交通遺児等のご家族同士の交流を深めるため、もの作り体験、観劇等のレクリエーション活動等を実施しています。



「友の会の集い」の開催

○ 安全指導業務～自動車運送事業における輸送の安全確保のために～

日本経済を支える物流や旅客輸送を担う自動車運送事業者が安全に運行を遂行するため、運行管理者等やドライバーの教育を確実に実施し、安全インフラとして、大きく貢献しています。



分かりやすい講義



丁寧なカウンセリング

【主な適性診断受診者の声】

- 普段は気付かない日頃の運転ぶり(クセ)がわかって良かった
- ナスバのカウンセラーの説明がわかりやすく、とても良かった 等

○ 自動車アセスメント情報提供業務～より安全な自動車・チャイルドシートの普及のために～

自動車やチャイルドシートの安全性能の「見える化」を行っています。これにより、ユーザーがより安全な自動車等を選択できるようになります。同時に、メーカーによる安全な自動車等の開発が促進されます。

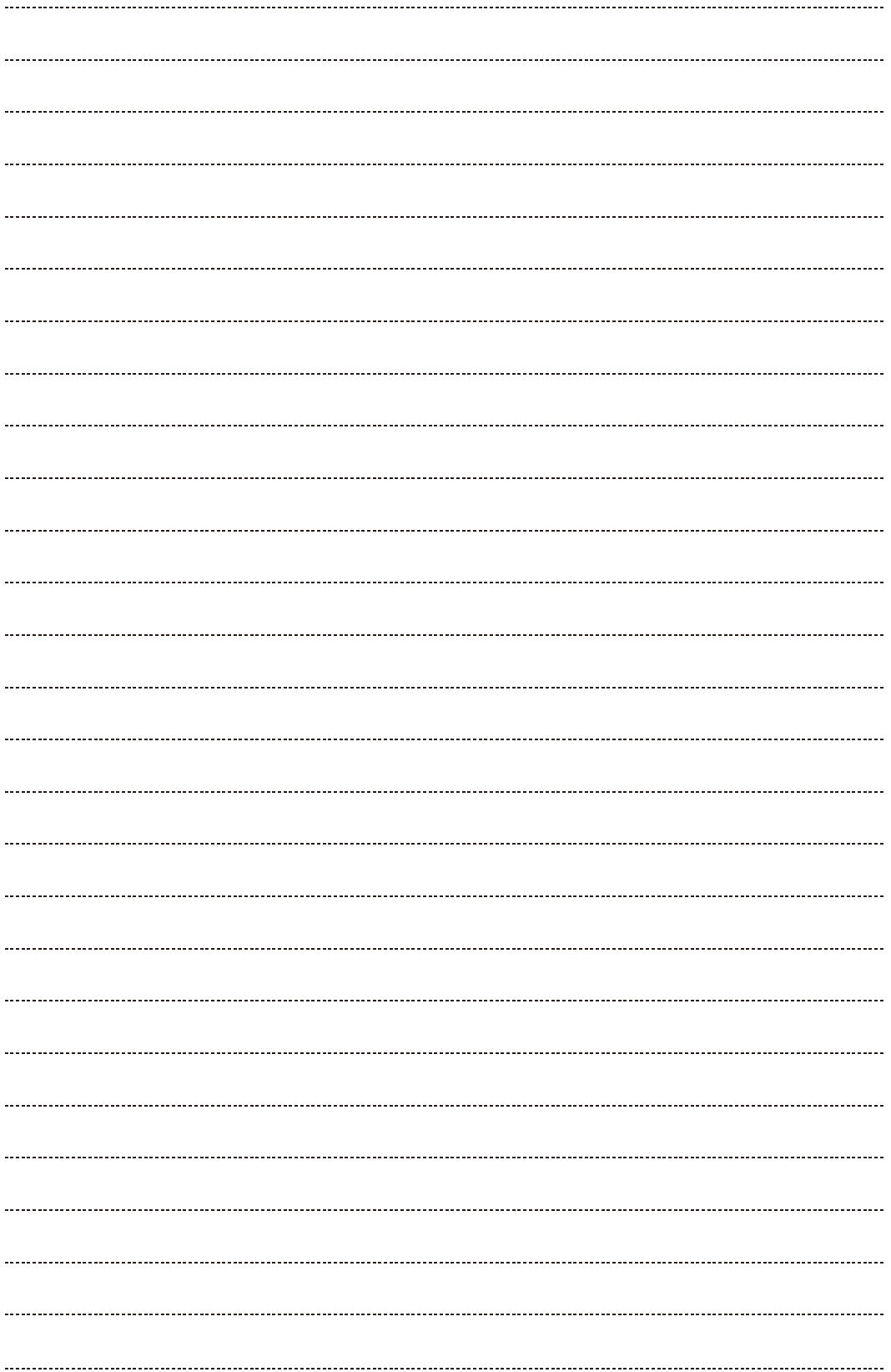
自動車やチャイルドシートの安全性能の「見える化」

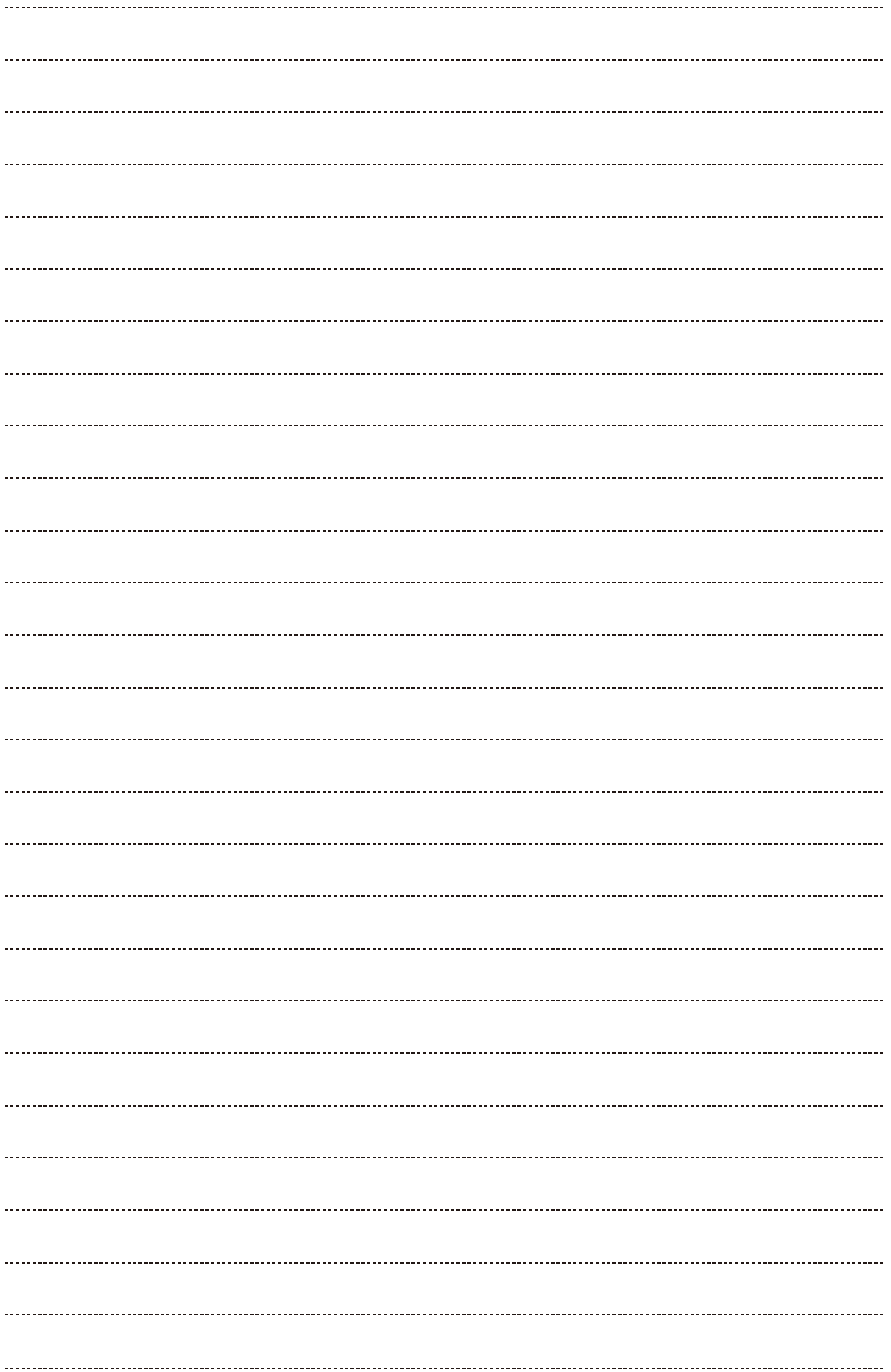


自動車アセスメントは、予防安全装置の装備率上昇に大きく貢献しています。例えば、衝突被害軽減ブレーキを装着した新車台数は、評価対象への導入決定から、評価開始までの2年間で約10倍となっています。

OXE

A series of horizontal dashed lines for writing.





「被害者ノート」について

交通事故被害者ノートは、「被害者ノート」(発行:途切れない支援を被害者と考える会)をモデルに作成しております。ここでは、その「被害者ノート」について簡単に紹介いたします。

○ 被害者ノートとは

「被害者ノート」は様々な犯罪被害者を対象に『途切れない支援を被害者と考える会』が、犯罪被害者の体験を丁寧に聞き取った上で、被害当事者、遺族、弁護士、自治体職員、保健師、更生保護関係者、マスコミ関係者等が力を合わせて、完成させたものとなります。

被害者ノートは、「手渡して終わり」ではなく、犯罪被害者が被害から回復していく過程を支援者と一緒に歩むために使われることを前提に作成され、今、何に困っているのかなどを支援者と一緒にチェックすることなどができるようになっています。

【被害者ノート】



表紙



書き込み式

なお、「被害者ノート」の入手方法については、以下のメールアドレスまでご連絡お願いいたします。

お問い合わせ先:nakanobenkyokai@yahoo.co.jp





作成：国土交通省

協力：小沢 樹里 一般社団法人 関東交通犯罪遺族の会 代表理事
途切れない支援を被害者と考える会 副代表

桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会 代表

古謝 由美 NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事

小林 繁樹 自動車事故対策機構 千葉療護センター センター長

古笛 恵子 弁護士

徳政 宏一 NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

麦倉 泰子 関東学院大学社会学部 教授

山崎 勇人 弁護士

途切れない支援を被害者と考える会

一般社団法人 日本損害保険協会

独立行政法人 自動車事故対策機構

このノートは Web からダウンロードできます。

検索：

令和 4 年 11 月 初版発行

令和 7 年 1 月 改訂版発行

令和 8 年 3 月 改訂版発行

交通事故被害者ノートは、約2～3年毎に見直しを予定しております。

